慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	EU欧州連合の言語政策を考える：オランダ・ フリジア語言語政策のケース
Sub Title	
Author	伊藤, 直(Ito, Nao) 平高, 史也(Hirataka, Fumiya)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	1997-03
Jtitle	研究会優秀論文
JaLC DOI	
Abstract	本論文では、少数言語を中心としたＥＵの言語状況をふまえ、オランダにおける土着の少数言語であるフリジア語の実情に言及している。最大の関心事はオランダのフリジア語に対する政策で史的な変遷が詳述されている。政治的な考察では、オランダ政府とフリースラント州の政府の上下関係が生むオランダ語とフリジア語の関係がＥＵの視点から取り上げられている。
Notes	平高史也研究会1996年秋学期
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0302-0000-0565

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

SFC-SWP 96-A-003

研究会優秀論文

EU欧州連合の言語政策を考える

～オランダ・フリジア語言語政策のケース～

伊藤 直
総合政策学部4年
平高史也研究会
１９９６年秋学期

慶應義塾大学　湘南藤沢学会
Keio University Shonan Fujisawa Academic Society

平高研究会 研究論文
「ＥＵ欧州連合の言語政策を考える」
～ オランダ・フリジア語言語政策のケース ～

平高史也研究会
総合政策学部４年　伊藤 直

平成９年 ２月

目 次

第I部　序章 3

第II部　ＥＵにおける言語状況および言語政策の実情 6

第1章 はじめに 7

第2章 少数言語とは 8

2.1 二つのタイプの少数言語 10

2.2 少数言語の歴史 11

2.2.1 近代の政治的環境 12

2.2.2 近代の宗教的環境 12

2.2.3 近代の教育的環境 13

2.2.4 現代の政治的環境 14

第3章 少数言語をとりまく経済的環境 16

3.1 域内市場構想 16

3.2 言語と貿易 17

3.3 言語と収入 18

3.4 全体的な影響 19

3.5 経済的環境内における少数言語の実態 21

第4章 少数言語をとりまく政治的環境 22

4.1 最近の西ヨーロッパにおける少数言語の政治的環境 22

4.2 少数言語に対する規定 23

4.3 ＥＵにおける少数言語主義のうごき 24

第III部　オランダ・フリジア語の実情 27

第5章 はじめに 28

第6章 フリジア語 29

6.1 フリジア語とは 29

6.2 言語内の区分 29

6.3 歴史の上のフリジア語 30

第7章 フリジア語話者の地位、人口 31

7.1 フリジア語話者の人口 31

7.2 社会学的立場 32

7.3 教育 33

第 8 章 フリジア語の主な使用領域 **34**
8.1 現段階における言語の使用領域 34
8.1.1 宗教活動 34
8.1.2 経済活動 35
8.1.3 政治活動 35
8.2 現段階における言語のニーズをあげる動き 35
8.2.1 メディア 35
8.2.2 書籍 36

第 9 章 フリジア語をめぐるエスニシティー **37**
9.1 フリジア語の地位 37
9.2 フリジア語話者の言語に対する姿勢 37
9.3 エスニシティー 38

第 10 章 言語の選択 **40**
10.1 マクロな社会的要素 40
10.2 ミクロな個人的要素 40

第 11 章 言語維持 (Language Keeping) **42**
11.1 言語の移行 (Language Shift) 42
11.2 言語消失 (Language Loss) 42

第 IV 部 オランダのフリジア語言語政策 **44**

第 12 章 はじめに **45**

第 13 章 オランダのフリジア語言語政策の流れ **46**
13.1 年表 46
13.2 Kneppelfreed (Cudgels Friday・こん棒の金曜日) 46
13.3 Report of Provincial Adovisoly Commitee ・内閣の立場表明 47
13.4 フリジア語に関する法律 48
13.5 Van Ommen 委員会（国立フリジア語政策委員会） 48
13.6 国会でのフリジア語に関する発言 49
13.7 州政府側の対応 49
13.8 フリジア語委員会 50

第 14 章 残る問題点 **51**

第 V 部 これからのＥＵ及びオランダの言語政策について考える **52**

第 15 章 はじめに **53**
15.1 まとめ 53
15.1.1 ＥＵのスタンスから 53
15.1.2 オランダ・フリジア語のスタンスから 55
15.2 謝辞 55

第 I 部

序章

戦後の長い冷戦がソ連の崩壊によって終焉を迎えてから久しい。当時に比べると国際社会の構造は大きく変化し、核によって大きく二分化されてきた世界は、現在、地域主義のもとに細分化され、各国だけではなく各民族がそれぞれの利益を相互の協調によって追求していこうとしている姿が、世界各地の「地域統合・協力」という形に現れてきている。そしてこのように政治上の新しい枠組が作られてくることによって、従来「国家」の枠組に収まってきた各国、そして各民族、各エスニックグループの文化は、新しい力のバランスを求め始めている。

これまで各民族・エスニックグループの文化は、国家という枠組の中で他の民族の文化とうまくバランスを保ちながら、一見、一国におけるほぼ普遍的な文化バランスを形成してきたように思われてきた。そしてそれが近代の社会がつくり出した「国民国家」の産物とされ、またその国民バランスの支点である「国家」のもとに国際社会は成り立ってきたとされてきた。

しかしこの「国民国家」というものも、あくまでも政権を握るマジョリティーが、多くの場合マイノリティーである少数民族、エスニックグループを帝国主義的に支配し、マイノリティー側も彼ら本来の主張や威厳といった「名誉価値」の代わりに、他国家からの軍事的な安全といった利益、つまり「福祉価値」を一時的に選択したことによって形成された、上辺だけのバランスにすぎなかったのである。このことは Johans Galtung 氏の「人類社会に一つの普遍的文化が確立すれば文化摩擦は軽減するはずであるが、国民社会が確固として存在している以上普遍的文化のみの存在は有り得ない。」[1] という言葉にも現れている。

そのため、この近代「国民国家」の上辺だけのバランスは、冷戦の終焉により、マイノリティーが求める「福祉価値」、つまり安全面での利益が軽減したことで、大きく狂い始めた。そしてその一方で、経済的、政治的に各自が自分達の「名誉」を追求し始める「地域統合・協力」の新しい図式上では、新しいバランスの形成が必要となってきたのである。すなわち「地域」の枠組にも「国家」と同じように、統合する上での「求心力」となるものが必要であるが、実際に冷戦後の世界各地で起こっている民族間の文化、つまりエスニシティー間の文化摩擦は政治的な統合のための求心力を崩壊に導くものであり、そのため、現在の国際社会には新しい「枠」を作り出す、文化・言語面での新しいエスニシティーバランスが必要とされているのである。そしてこのバランスをつくり出す指標の一つが文化政策であり、その中における言語面でのアプローチが「言語政策」であると考えていいだろう。

このペーパーの第２部では、地域統合の最先端ともいえるＥＵを対象とし、その中で社会的に弱い言語であると思われる少数民族、マイノリティーの言語、つまり「少数言語」がおかれている状況について論じる。また地域統合が、これらの言語に与える影響を、政治、軍事などを含めた様々な要素の中から「経済的」な面に焦点を当てて見ていこうと思う。同時に政治的にＥＵはこれらの言語をどのように扱っているのか、つまり言語政策的にはどのようなアプローチをしているのかという点についても見てみたいと思う。

第３部では、そのＥＵ欧州連合の加盟国の中からオランダ王国を選択し、そのオランダ国内の土着少数言語であるフリジア語をミクロなケーススタディーの対象として取り上げたいと思う。この言語はオランダ・フリースラント州内のフリジア人が日常的に使用している言語であるが、ＥＵ内における多くの土着少数民族の中でも、この言語は比較的政府によって優遇されており、これからの言語政策を考える上での指標として適しているものと考え、今回の研究の対象とした。

フリジア語は、少数言語でありながら州政府を中心とした権力によって保護され、また非フリジア語話者である一般のオランダ人ともうまく共生を保っている。つまりフリジア語の場合、多くの他の国家政府が民族主義によるナショナリズムの崩壊を懸念するあまり、少数民族の意識高揚の源となる彼らの文化を権力によって抑圧しているのとは大きく違い、言語政策としては模範的な成果を挙げているものと考えられる。第４部ではこの成功していると思われる、オランダ・フリジア語言語政策の実情を詳しく見てみたいと思う。

そして最後の第５部では、ＥＵ、オランダの言語政策の実情を踏まえた上で、この地域のこれからの言語政策のあり方について考えてみたいと思う。ＥＵはこれからも拡大の一途をたどり、域内の文化

[1] J.Galtung(1971)

構造も益々複雑化を増していくものと考えられる。そういった状況の中で、各民族、エスニックグループが「共生」できる真の均衡システムを考えていくことは、非常に大切なこととなるであろう。またこの問題意識はＥＵだけでなく、これから我々のアジア地域でも必要となってくることであろうし、国家、地域レベルだけでなく、日に日に多民族化がすすむ、我々の身近な社会構造にも当てはまるものと考えられる。この研究はその日本社会を含めた、世界中の社会構造の変革を考えていく上で何らかの指標となることを望むものであり、本レポートの意義もそこにある。

第 II 部

ＥＵにおける言語状況および言語政策の実情

第１章

はじめに

１９９３年に政治的な地域統合を成し遂げたＥＵの総人口は現在約３億７０００万人。そしてこの域内には、およそ６２もの土着言語、すなわち昔からこの土地に根付いてきた言語が存在するといわれている。ＥＵ加盟国内で、国内に土着少数言語を持たないのは１５ヶ国中ポルトガルのみであり、ほとんどの加盟国が国内にこれらの言語を抱えていることが分かる。[1]

これらの少数言語は、スイス、ベルギー、ルクセンブルグのような小国では、国境付近の辺境に存在する話者の数が非常に少ない言語であっても、多くの場合公的に認められており、国内の言語状況がマルチリンガル、つまり複数言語状況に保たれることによって、それらの少数言語も保護されている。

一方でフランス、英国、スペイン、イタリアなどの大国は、複数の少数言語を抱えているにも関わらず、これらの国では多くの場合、モノリンガル、つまり単一言語状況が支配的であり、少数言語はあまり保護されているとはいえない。これはただ単に、話者が人口比で数的にあまりにも少数であるとの理由だけではなく（実際にスペインのカタロニア語のように１００万を越える話者数がある）、国家としての統一化が強くはかられているために、大多数の国民が少数言語を受け入れる機会が少なく、その話者は社会的補助を受けにくい状況にあるためと言える。

ではそのような各国の事情の上に成り立つ、ＥＵの実情はどうであろうか。

現在、ＥＵにおいて公式に「ＥＵ公用語」（第４章・２参考）として認められ、また行政面で使用されている言語は、域内言語６２言語中、わずか１１言語であり（英語、フランス語、ドイツ語、スウェーデン語、フィンランド語、デンマーク語、オランダ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ギリシャ語）、残り５１言語を自分の第一言語として使用している約５０００万人の市民は、現在言語マイノリティーとして、文化的なハンディキャップを背負いながら生活しているという事実がある。このことは政治的、経済的、そして文化的にも「統合」を目指すＥＵの大きな矛盾であり、解決を迫られている大切な問題である。

第二部ではこのＥＵを中心とした西ヨーロッパの言語マイノリティーの言語使用、言語維持の形を、土着少数言語を主な対象として（今回は移民言語は対象外とする）、政治的、社会経済的、文化的、そして教育的な面から見ていきたいと思う。そして同時に地域統合の上では世界的に政治面、経済面などで群をぬいている、このＥＵの文化マネージメントのの検証を通して、最先端を行く地域言語政策から多くのヒントを得ていきたいと考えている。

「Unity in Diversity (分化の中の統合)」のスローガンのもとに、ＥＵはどのようなコンセプトをもって多文化統合を推めているのか、また本来、国家政策としては避けられることの多い、この少数文化保護政策を地域政府のＥＵはどのような方針で推めているのか、非常に興味深い点である。

---

[1] p.7 図表２・１参照

第 2 章

少数言語とは

「土着少数派（Indigenous minorities）とは、共通の独特の言語を話すなど、共通の特性を持ち、多数派の言語を話す人々と自分達とを区別して捉えている人々の集合体のことである。彼らは自分達がある程度（大抵は一世紀以上）の間住み続けてきた地域（少数派地域 minority area）で生活し、国家内で多く使用されているものとは違う言語を、その地域内の大多数の人間で使用してきた。」

From: Hoffmann,C.(1991) "An introduction to Bilingualism"

（図表２・１）西ヨーロッパの言語マイノリティーと彼らの言語（少数言語）

国家名	マイノリティー名	少数言語名
フィンランド	スウェーデン系フィンランド人 サーミ人	スウェーデン語 サーミ語
スウェーデン	フィンランド系スウェーデン人 サーミ人	フィンランド語 サーミ語
ノルウェー	サーミ人	サーミ語
デンマーク	北シュレスヴィヒ・ドイツ人 ファローズ島人 北フリジア人	ドイツ語 ファローズ語 北フリジア語
ドイツ	北シュレスヴィヒ・デンマーク人 東フリジア人	デンマーク語 東フリジア語
オランダ	西フリジア人	フリジア語
ベルギー	フレミング人 ワロン人 旧ベルギー・ドイツ人	フラマン語 ワロン語 ドイツ語

国家名	マイノリティー名	少数言語名
イギリス	スコットランド・ゲール人	ゲール語
	低地スコットランド人	スコットランド語
	マン島・ゲール人	マン語
	北アイルランド・ゲール人	ゲール語
	ウェールズ人	ウェールズ語
	海峡諸島人	フランス語
アイルランド	ゲール人	アイリッシュ・ゲール語
ルクセンブルグ	レッツェブルグ人	レッツェブルグ語
オーストリア	コリンシアのスロベニア人	スロベニア語
	ブルゲンラントのマジャール人	ハンガリー語
	ブルゲンラントのクロアチア人	クロアチア語
スイス	ティチ人	イタリア語
	ジュラシア人	フランス語
	ラート人	ロマンシュ語
フランス	ブルトン人	ブレトン語
	西フック・フラマン人	フラマン語
	オック人	オック語
	ルシヨン系カタロニア人	カタロニア語
	北バスク人	バスク語
	アルザス人	アルザス語
	コルシカ人	コルシカ語
スペイン	バスク人	バスク語
	カタロニア人	カタロニア語
	ガルシア人	ガルシア語
イタリア	ピエモンテ人	ピエモンテ語
	ピエモンテのオック人	オック語
	オースタン（バルドート）人	プロベンシャル語
	南チロル人	ドイツ語
	ロマニョール人	ロマニョール語
	フリウリ人	フリウリ語
	ラディン人	ラディン語
	トリエステのスロバン人	スロバン語
	サルド人	サルディニア語
	アルゲロのカタロニア人	カタロニア語
	メッツェウギオルノのギリシャ人	ギリシャ語
	メッツェウギオルノのアルバニア人	アルバニア語
	メッツェウギオルノのクロアチア人	クロアチア語

上の表にもまとめたように、ＥＵを中心とした西ヨーロッパ地域にはおよそ５１の少数言語が存在する（図２・１）[1]。この表にあるマイノリティーのほとんどは、自分達を市民権ではなく、彼らの「言語」を基準として、自分達の意識上の所属を決定していることが多い。例えばドイツ・北シュレスヴィヒのデンマーク人は、自分達がドイツ国内に生活しているのにも関わらず、デンマーク語集団に属するとみなし、ドイツ、デンマーク両国の国家意識を持っているという。[2]もちろん他の少数言語話者も、自分達の言語を自らの集団意識、つまりエスニシティーの象徴として扱っていることが多いのである。

この「少数言語」という単語の「少数」の数的な定義は非常に曖昧なものであり、数的なものよりも政治的な要因の方が重要視されることが多い。つまりこの「少数」といった範囲は一国家内における言語話者の比率から算出したものであり、一国家内のマイノリティーが使用している言語、との意味づけが大きい。そのため上に挙げた各少数言語の話者数も１００人程度のものから、１００万人程度のものまで、数的には非常に幅が広い。しかし共通に言えることは、少数言語は社会的なマイノリティーの言語であり、そのためそれらの言語の社会的な立場は低いことが多い。

2.1 二つのタイプの少数言語

前項では、一般に「少数言語」は社会的なマイノリティーの言語であり、その立場も低いことが多いと述べたが、その度合は、それぞれの少数言語の立場によって大きく異なる。ここでは、その少数言語を次の二つのカテゴリーに分ける。

- どの国家の公用語ともされていないケース：

  この場合の言語は、ある国家内の（複数国家に跨ることもある）一地域において長い間、自分達の本拠地である領地を与えられ、その場所を中心に自らのエスニシティーを育んできたことが多い。現在も多くの場合は同じように独自の文化活動を営む地域を確保されている。例としては、フランスの「オック語」、「ブルトン語」、スペインの「バスク語」、英国の「ウェールズ語」、「ゲール語」、北スカンジナビアの「サーミ語」などが挙げられる。これらの言語が国家語として認められるようになるかどうかは、それらの言語の話者が、自分達の国家意識、あるいは集団意識をどこに帰属させているか、また周りのマジョリティーは自分たちを国家内でどう位置付けるかという点にかかっている。例えばオランダのフリジア語は、話者が自分達の集団意識をオランダ国家に対する国家意識の中でうまく高揚させたことで、周りのマジョリティーの認識をうまく掴んだ結果、オランダ国内の公用語としての地位を獲得した好例である。ルクセンブルグのレッツェブルグ語も本来はドイツ語の地方変種と位置付けられていたにも関わらず、自分たちの集団意識と国家意識によって「地方変種」を「言語」にレベルアップさせた例である。

- 他の地域において公用語として使用されているケース：

  この言語は、現在ある国家ではマイノリティー言語であるが、彼らの民族的な本拠地（Ethnic Homeland）が別の国家にある場合である。このようなマイノリティーは普通、前のようなタイプよりは、歴史上最近になって「少数言語」化した場合が多い。つまり言語地理学上の境界線の変化によって、いわゆる「飛び地」化したことによってその地域のマイノリティーになったと考えられる。

  例としては、ドイツの「アルザス語（元フランス語）」、北シュレスヴィッヒ・ドイツの「デンマーク語」、逆にデンマークの「ドイツ語」、イタリアの「南チロル語（元ドイツ語）」、フィンランドの「スウェーデン語」などが挙げられる。

  これらの少数言語は自らの話者の数的な力なしに、言語本来の本拠地である国家では公用語とされていることの影響力を利用して、彼らの言語の文化的威厳を保つことができる。またこれらの

[1]Hoffmann,C.（1991）を参照し、筆者が一部を修正
[2]Hoffmann,C.(1991) p.224

言語の話者は、民族的な本拠地（Ethnic Homeland）で生産される、テレビやラジオ番組、教育的なものを含めた書籍、教材等を使用することができる。これは彼らの言語を維持していく上で、個人面でも、また教育の面でも非常に重要なことである。

タイプ（１）の少数言語はタイプ（２）に比べると維持が困難であり、またそのためのコストも非常にかかる。また（２）のタイプのマイノリティーは彼らの言語が、少なくとも同じ言語を使用する他集団によって（ドイツ語系の少数言語であればドイツ国家によって）公的に認知されているので、行政などの公共生活での言語の扱いに大きな特典を持っている。それは例えばイタリア・チロル地方のドイツ語（南チロル語）話者はイタリア政府に行政サービスの一つとしてて、ドイツ語の教育を要求する場合、彼ら自身の政治的な力の他に、ドイツ本国の政治的圧力を背景におくことができ、その結果実際にイタリア政府はチロル地方でドイツ語を話す子どもたちに、イタリアの教育制度の中でドイツ語の教育を提供しており、スウェーデンでも同じように、フィンランド語話者のマイノリティーに対するフィンランド語の教育が、最近になって始められている。

以上が言語マイノリティーの２つのタイプであるが、これらはあくまでもマイノリティーに関する一部の論であり、実際に各マイノリティーのケースはそれぞれが大きく異なるのが事実であり、一概には述べられるものではないことをここで付け足しておきたい。ＥＵ域内の少数言語、３６言語、５１種それぞれには、それぞれの歴史的な背景もあり、各言語の現在の姿はそれらの各々の言語がたどってきた経路の縮図であるといってもいいであろう。

2.2 少数言語の歴史

先述の通り、現在の少数言語の姿を知る上で、それらの歴史は大変重要である。それぞれの言語がたどってきた歴史は一概に述べることはできないが、ここでは少数言語のたどってきたおおまかな歴史を見てみたいと思う。

少数言語の歴史は、多くの場合、言語が社会的にどの様に認められてきたか、そしてどの様に抑圧されてきたかの繰り返しである。少数言語であるがゆえに、その社会的地位は不安定であり、それらの言語は政治的変数、宗教的変数、教育的変数など、周りの様々な環境の影響を大きく受け、その社会的地位を変えてきた。

この言語の抑圧という言葉には大きく二つの側面がある。一つは、書き言葉としての地位からの排除が考えられる。言語にとって書き言葉としての地位を与えられるということは、その言語の政治面、宗教面での必要性、需要を意味し、同時に社会における存続の可能性を約束されたものとしてとらえることができる。逆にその地位が失われることは、その言語の衰退を意味し、そのような状況が続けば「言語消失」[3]という結果にならざるを得ない。つまり言語が書き言葉として確立することは、その言語にとっては大きな意味を持つのである。

二つ目には、学校教育からの排除が挙げられる。学校教育において教育科目としての地位が与えられるということには、いくつかのレベルが考えられ、先ほど挙げたような、書き言葉として教えるのか、読むレベルまでなのか、それとも話すレベルまでなのか、と教育の程度は様々である。しかし教育の場に取り上げられるということは、それだけでその言語の将来性を意味し、使用者の消滅の心配をなくすものである。つまり逆にその地位が失われることは、言語の普及、維持の面において大きな危機となるわけである。

これら抑圧の形は様々な要因によって生まれるのだが、次ではその中から、政治的環境、宗教的環境を中心に歴史の上でそれらが、言語使用形態にどのように作用していったかを検証したいと思う。そして１９世紀に始まる近代国家主義の中で、「言語国家主義」[4]がどのように変化し、「言語民族主義」[5]がどのような過程で発生してきたのかを見てみたいと思う。

[3]言語の使用話者がいなくなることで、言語そのものの存続が難しくなること。類似語に「言語死」がある
[4]Hoffman, C. (1991)
[5]Hoffmann, C. の「言語国家主義」をもとに筆者が提案

2.2.1 近代の政治的環境

言語への政治的圧力として歴史上有名なものに、フランスの「ヴィレール・コトレ法」がある。１５３９年に施行されたこの法律は、フランス国内の法律文書において、パリジャン・フレンチともいわれる都市のフランス語、つまりオイル語の使用を定めたものである。これによって国内の他の言語は、法律分野からの撤廃を強いられた。またこれを機にフランスではオック語の勢力が増し、１８世紀のフランス革命時には国家主義の高揚により「一国家・一言語」の考えのもとで、オック語はフランスの国語、つまりフランス語として確立することになったのである。

同じ時期にフランス国内では、北フランスを中心に使われていたオイル語の他に、南フランスのオック語、またオイル語の地域変種であるピカール語、ノルマン語が書き言葉として存在していた。つまりオイル語の他にも社会的に大きな需要のある言語が存在していたのである。また書き言葉としての地位はないが、ブルトン語も宗教面での使用を中心に多くの話者を抱えていたといわれる。しかしオイル語がフランスの国家語として確立していく一方で、これらの言語は徐々に話者の数が減少し、「少数言語化」の道をたどっていくことになるのである。

しかしこの時期以前のフランスを含むヨーロッパには、封建主義、階級、閥・組合、町村・国家、理性・宗教など、様々な忠誠、つまり意識所属の対象が与えられ、それぞれの場所への所属を人々は一定の特徴ある言語を使うことによって表現・アピールしていた。それはドイツ・オランダなどの上流貴族が、その地で広く使われている地域言語ではなく、「フランス語」を故意に使用することによって自分達の教養や特権を表現したり、教会、特にカトリック教会での祈祷文にラテン語を使用することで学術的な権威をアピールしたりしていたところに強く現れている。このように一定の言語をその場に合わせて使い分けることは、忠誠の選択肢が幅広く与えられていた当時の社会では決して珍しいことではなく、広く行なわれていたことであった。

しかし、フランス革命を境に、先述のフランス国家主義はヨーロッパ各地に飛び火し、国民と国民国家の考えが中心になり、国家意識の象徴として言語が挙げられ、また同時に国家主義は言語の固い枠をつくり出した。つまり再述するように、これがヨーロッパの「言語政策の始まり」だったのである。

その後の結果としては、

- フランスは高度に中央集権化（中央化）された国家となり、公的な業務において認められた言語は唯一フランス語とされ、その結果国内の他の言語は教育の場から外された。コンセル・ド・フランセーズなどに見られるように、この考えは現在の政府にも引き継がれている。

- ハプスブルグ帝国では、言語政策が帝国内の一定の民族を抑圧する目的で使われ、全北欧主義運動などの言語関連の動きが、国家や、帝国の枠を越えて共通の言語集団をまとめる力となった。

このような動きが、小国を含めた各地でも起こり、言語集団を一つにまとめる求心的な役割として言語を採用する、新しい言語アイデンティティーの考えが強調されるようになったことで、同時に国家の神話・伝統・伝説・そして伝承物などへの人々の関心が増していくこととなった。また、少数言語の分野でも、これまで方言であったものが、言語として文学などの書き言葉に使われるようになり、標準化により一定の言語変種だけの育成がはかられるようになった。

こうして言語にコミュニケーションの道具として以上の、文化、集団意識の象徴といった新しい重要性を与え始めた「近代」は、これ以降の少数言語の言語民族主義の台頭を感じさせる新しい一歩[6]であったと私は考える。

2.2.2 近代の宗教的環境

次に同じ時代の宗教的環境であるが、欧州では、社会的に大きな影響力を持つ宗教と言語との関係は決して無視できるものではない。次の例はそのことをよく表している。欧州ではこれまで、広くキリ

[6] １９世紀の終りにヨーロッパの言語マイノリティーの数は「４５００万人」程度だった（Stephens 1976）

スト教が普及してきたが、その形態は大きく二つに分けられてきた。そしてその宗教上の違いは言語的にも大きく影響してきたのである。

- プロテスタント

  宗教革命によっておこったプロテスタントは、北ヨーロッパを中心に普及しているが、この宗派では聖書を読むことを信仰の上で重要視した。そのためこの宗派の普及にともなって、聖書は各地の言語へと翻訳された少数言語である地域言語への翻訳も例外ではなかった。これによって各地の少数言語は書き言葉化され、同時に文字となり、それによって各地の変種の標準化が行なわれた。例えばイギリスのウェールズでは、１５８８年に聖書の完訳がおこなわれ、現在でもこの訳は標準ウェールズ語書き言葉の基礎となっている。このようにプロテスタントが人口の多くをしめる北欧、イギリスなどの地域では同じような現象が多く起こることとなった。

- カトリック

  一方、カトリックでは、聖書の解釈は民衆の行うものではなく、その解釈は教会での説教として与えられるものとされたため、各地域言語では教会における教義の口頭伝承を通して扱われてきた。後にカトリックでは、対プロテスタント運動として、布教活動がイエズス会などを中心に行われることになったのだが、このとき教義を説明する上での参考書として、カテキズム（参考書・説明書）が使われた。しかしこのカキテズムは各地域の地域言語を使ったのではなく、その地域における一番権威のある言語、変種によって書かれたものであった。その権威の基準とは、宗教的な権威を後ろだてにしたものであった。つまり最も信心深く、聖職者を最も多く輩出している地域の言語がカテキズムには選択されたのである。このカテキズムによって言語の統一が図られた領域を司教区カテキズムといい、１７世紀の後半にはカトリックが普及する南ヨーロッパを中心に多く生まれることになった。

このように、プロテスタント地域においては民衆の意志は大きく尊重され、言語面においても各地域言語の使用が促進されたが、カトリックでは宗教を通して、言語帝国主義がすでに存在していたのではないかと思われる。つまり宗教の違いは、言語の社会的な地位に大きく影響していた。

2.2.3　近代の教育的環境

１８世紀から１９世紀になると、それまでの古典主義に対抗した、自由な表現を重んじるロマン主義がおこり、これによって地域の言語を含めた、自らの言語の見直しが行なわれた。またフランス革命はフランス国内だけではなく、欧州各地に「一国家・一言語」の思想を広めたのであるが、そのことへの反発として、地域では自分たちの地域語の擁護運動が起こることとなる。その擁護の方法としてはまず「教育システムの充実」が挙げられ、各地でその動きが起こってきた。ここでは英仏両国の動きを見てみたいと思う。

フランスでは市民革命の後の１８８７年、「学校法規第１４条」によって学校教育における言語がフランス語に限定された。しかしこれに反抗して１８９６年には南フランスのブルターニュ地方で「ブルトン語擁護運動」が起こっている。

またイギリスでも１８７０年に「Education Act（教育に関する決議）」によって学校教育での英語の使用が定められたが、これに反対して１８８５年にはウェールズにおいて「ウェールズ語協会」が発足している。

しかしこれらの民族主義も、第一次世界大戦にはいり、対同盟国といった戦時中によく起こる国民意識の向上により各々の国家に吸収され、それ以降は大きな動きは見せていない。だが最近、ＥＵの統合によって国家意識以上に民族意識、地域意識が高揚し、ＥＵ内でも連邦制の傾向を見せている小国を中心に、各地で民族活動がすこしずつ起こりはじめている。

2.2.4 現代の政治的環境

- 第一次世界大戦中のヨーロッパのある国でのスローガン：「小さな国家の権利のために」

このスローガンが表しているように、ヨーロッパの第一次世界大戦は、国家とマイノリティー両者のナショナリズムが原因の戦争であった。バルカン半島におこった戦争の元火も国家意識を触発したところに始まり、その結末の戦後処理にしても言語基盤の国家の意識を経済的、また領地的な現実的分配によって和解させたところがある。この時のナショナリティーへの人為的な介入がこの後の状態を混乱させ、第二次世界大戦をつくり出したとも言える。また同じ頃のロシア帝国の崩壊は、エストニア、ラトビア、リトアニア、そしてフィンランドといった新しい独立国家をつくりだし、この状況に拍車をかけたものであった。

このような混乱の中から、スペイン、イタリア、そしてドイツに生まれたのが、いわゆる「ファシズム」の思想であった。ファシズムにおいて言語は国家の本質的な部分、そして国家アイデンティティーの象徴とされ、この思想の出現は少数言語に大きな打撃を与えるものであった。

- スペインの例：スペイン内線の間、バスク人とカタロニア人は第二共和国を消滅させ、自分達の自治を手に入れるために戦ったが、１９３９年の内戦の結果が生み出した「フランコの独裁」は、彼らを「反逆州（traitor province)」とし、彼らに対する攻撃を始めた。その結果カタロニア、バスク両言語は生存の危機に立たされる結果に陥った。しかし攻撃されたことによって彼らの民族意識は高揚し、独裁政権崩壊と同時に彼らは本当の自治権を手に入れるまでになっている。

- ドイツの例：ナチスは国内の非ドイツ語話者移民に対し、彼らの人権を無視し、同時に国外のドイツ語話者マイノリティーは帝国に属しているものとの考えから、すべてのゲルマン人を帝国に戻そうと、自分達の領土拡張政策の正当化を行なった。こうして「heim ins Reich」というスローガンのもとに、オーストリア、ズデーテン（チェコスロバキアのドイツ語圏）の併合、ポーランド、フランス、ルクセンブルグ、そしてベルギーの侵略がなされた。

  しかし実際にはこれらのマイノリティーの多くは帝国と一緒になりたいとは思っておらず、むしろ、アルザス、ルクセンブルグ、そして Altbelgien（ベルギーのドイツ語話者）は、第一次世界大戦後、それぞれの方言、文化的遺産、そして自身の歴史を中心に、彼ら自身のアイデンティティーをつくあげる方向に向かっており、それが彼らの集団意識上の要素とされていた。彼らは書き言葉として標準ドイツ語を使ってはいたが、彼らの忠誠はそれぞれの国家であるフランス、ルクセンブルグ、そしてベルギーに対してのものであり、決してドイツ帝国に対してのものではなかったという事実がある。

  その現れとしてこのような事実がある。１９４０年、ドイツは世界に対して、自分達はゲルマン人を帝国に返そうという目的にそって行動していることを示すために、侵略したルクセンブルグで、彼らの言語はドイツ語か、それともフランス語かということを尋ねる国民投票を行なった。結果は９０％の住民が、投票用紙に彼らの言語は独仏語どちらでもなく、レッツェブルグ語であると書いた。

これら２つの例は、言語マイノリティーが国家内において、国家に対してのものとは別の、自分達独自の集団に対してのアイデンティティーを保持できることを示している。同時に、この問題は各国家の治安を脅かすようなものではなく、国内において深刻に解決する必要もないことを国際社会に対して示したともいえる。

第二次世界大戦終了時の１９４５年にはヨーロッパのマイノリティーは大きく減少し、過度なファシズムの支配による国外追放、再植民、移民、そして戦争による直接の破壊によって彼らは戦前の３分の１程度の数になったといわれる。[7] [8]

---

[7] Hoffmann (1971) p.230

[8] 第二次世界大戦の終了時の１９４５年、ヨーロッパの言語マイノリティーの数は「１０００万人程度」だったという（Hoffmann 1971 p.230）

これらの歴史的な流れを経て現在の西ヨーロッパである「ＥＵ」の少数言語はあるわけだが、次章では具体的にＥＵの統合が少数言語にどのような影響を与えてきているのかを、経済面、政治面から見ていきたいと思う。

第 3 章

少数言語をとりまく経済的環境

西ヨーロッパは戦後１９４８年のＯＥＥＣにはじまり、長期をかけて経済面からの統合を図ってきた。そして１９６８年にはＥＣ、１９９３年にはＥＵが設立され、経済の面で西欧はほぼ統合したと考えられる。この経済の統合は、域内の言語の普及、維持、そして移行において大きな意味を持っている。

経済面での外部との接触が言語に与える影響は、これまでにもいくつかの例がみられる。例えば国外からの移民の流入を促したフランスの経済政策は、労働市場における労働資源の需要を満たすという点では大きくその目的を果たしたが、同時に外部から国内への言語流入を招き、実際にマルセイユのような都市にアラブ系言語社会をつくり出し、この都市の言語環境を大きく変えてしまったのである。また同じように、植民地化の拡大の目的は、外国からの自然資源の獲得、領土の拡大といった政治上の地理的なものがあげられていたが、同時にそれは世界中への言語の普及をもたらしたのである。これらは基本的に非言語的な経済目的の政策が、ある地域の言語環境を変えた、潜在的言語政策のいい例である。

この章では欧州の統合において、このような経済的影響が域内少数言語に、どのようにはたらいていくのかを考えてみたい。その際、統合によって自由化された貿易の流れや、近年中に実施が予定されている通貨統合のもつ影響をとりあげて考えてみようと思う。

この研究はモントリオール大学のグリン (Grin, F.) 氏が行なっているもので、氏の論文[1]を参考に見ていきたいと思う。

まずＥＵの経済統合と言語の結び付きについて考える上で、グリン氏は次のような段階を挙げている。（１）どのような経済的変化が言語に影響を及ぼすかを把握する、（２）欧州の統合が経済の変化にあたえたものをさがす、（３）この変化を通して統合と少数言語を関連づける。

またこの章では、詳しい考察にはいる前に、経済統合の影響は、すべての少数言語に同様にはらたくものではないという点を明らかにしておきたい。つまり、氏の研究では欧州の主な少数言語１２を対象としているが、それらはすべて、周辺の環境が異なるわけであり、その結果受ける影響も異なるのである。例えば、ＥＵの統合はカタロニア語、バスク語のような少数言語には有効に作用するが、アイルランド語やオック語のような少数言語にはマイナスにはたらくのである。

このようにして、「どの」言語が、「なぜ」危険にさらされているかを把握することは、言語政策上、どの少数言語に資源は当てられるべきなのか、そしてそのための効率的な方策はどのようなものなのかを明確にするものである。

3.1　域内市場構想

ＥＵの統合は、まず「域内貿易」を自由にし、それと同時に人の移動を自由化し、関税を撤廃することで、経済上の国境をほとんど完全に取り払ったと言ってもいい。その結果、域内における貿易は大きく活発化し、様々な効果をもたらした。

[1] Grin (1993)

それらの効果はNeven[2]によれば（１）ＥＵ内における分業体制の拡大（２）域内の需要と供給バランスは、買い手と売り手の域内の移動が自由になったため平均化し、価格が均一化（３）賃金支払の均一化（４）企業は大規模な生産が可能になり効率、生産性が上昇（５）域内すべての消費者に多様な商品の選択権があたえられる、の５つに大きくまとめられる。

つまりこのことでＥＵ域内の財の移動は盛んになり、欧州の統合は域内貿易を強化し、（１）域内の貿易量、それと同時に（２）個人の収入を増加させたということがわかる。

3.2 言語と貿易

Carr[3]は言語と貨幣についてこう述べている。「これら２つは同じような効果を持つものである。貨幣がバーター形式の物々交換を簡単にしたように、言語も貿易における商売相手との物の交換を容易にした。」

この言葉は貿易における言語の必要性を説いたものであり、売買において、二人の、それぞれ異なる言語を使う人間がいた場合、二人が自分のものとは違う言語を習得し、コミュニケーションを行なうより、一方が相手の言語を習得した方が全体の労力で見た場合、前者よりも明らかに半分で済むことを示している。

しかしこの場合問題となるのは、いったいどちらがその労力を費やすべきなのか、という点である。それはもちろん、力の弱い方が強い方の言語を習得するのが自然であり、この勢力とは、大概、人口、または貿易への供給量によって決められる。つまり少数言語話者は、経済活動において常に多数言語話者の言葉を学ばなければならない。

欧州内経済のケースでは、このような２国間の貿易よりも、多国間貿易が扱う対象となるが、それはＡという国はＢという国とだけ貿易を行なうのではなく、Ｃ、Ｄなどの国とも貿易は行なわれるということである。

そのため経済活動に使用する言語に関しても、それは相手国によって変化する。この場合、Ａ国が勢力的に最も規模の小さい国であったとすると、この国の人々は他国との貿易の際、常に他国の言語を使用せざるを得ない。中間規模の国は、Ａ国などの自分よりも小規模の国に対しては自分の言語を使うことができるが、それ以外の国には外国語を使わなくてはならない。

これは非常にコストのかかる、非生産的な方法である。そのため限られた言語によるコミュニケーション、つまりリンガフランカ言語を通しての経済活動が必要となるのである。しかしこの言語を選ぶ上でも、いくつかの問題が存在する。一般にこの言語は参加者の感じる、お互いの政治的、経済的影響力によって設定されるとCarrは述べており、実際にＥＵの経済では英語がリンガフランカとして使用されている。しかし、この場合、ＥＵ内の英語使用国、つまりイギリスの影響力ではなく、域外の貿易相手国の影響力が大きいとされる。

だがＥＵにおいて勢力を持った多数言語が、リンガフランカとして中心的に使用されることは、相対的に他の言語を衰退させることになる。つまり、域内の貿易が強化されればされるほど、多数言語の使用度は増し、少数言語にとっては逆の効果を与えるのではないだろうか。つまり、経済活動上で手間を省くためのリンガフランカの存在は、欧州における、一言語への偏りを生むことになるのである。

このように貿易過程におけるコスト面での対策であるリンガフランカの指定は、多数言語による貿易の独占といった結論をもたらした。

こうして（１）多数言語である英語は、欧州のリンガフランカとしての地位を得たことで、これから大きく発展するであろうと思われる。しかしこの場合ポイントとなるのは、先述のように、このことはあくまでも域内の英語使用国であるイギリスの影響力によるものではなく、域外の貿易相手国であるアメリカ、日本からの影響の方が大きいという点である。しかし、ＥＵの統合は、徐々に域外との貿易を、ブロック化する形により、域内の方向に移行させている。これからＥＵは拡大の方向を中欧へと定

[2]Neven (1990) In:Grin (1993)
[3]Carr (1985) In: Grin (1993)

めているが、つまり、今後はこの中欧地域に強い影響力を持つドイツ語が、ＥＵ内の経済における新しい多数言語の立場を担うようになるのではないだろうかと考えられる。そしてその一方で（２）ポルトガル語、デンマーク語、ギリシャ語、オランダ語、そしてイタリア語は、明らかに経済活動におけるその使用度を減らしていくであろう。また（３）フランス語、スペイン語はローカルリンガフランカとしての立場に収まり、リンガフランカとは相対的にその使用度を変えていくであろうと考えられる。

これらは経済の国家語への影響であるが、ではリンガフランカとして多数言語が強化することは、少数言語の維持にとってどのような脅威となるのであろうか。ここで欧州の少数言語の中から１２言語の状況をみてみたいと思う。

（１）欧州統合はアイルランド語、スコットランド語、ゲール語、ウェールズ語にはマイナスに作用していくと思われる。これらの言語は域内貿易によって力を大きく伸ばした「英語」によってこれからも大きく脅かされていくことになるであろう。

（２）一方でフリジア語、ラディン語、フリウリ語、サルディーニャ語は今以上に抑圧されることはないであろう。なぜならこれらの言語の脅威とされてきた上位の国家語（「オランダ語」、「イタリア語」）は国際環境の中でその力を弱化している。そのため相対的に、これらの言語地位は上がっていくものと考えられる。

（３）また、地域統合は全体的に経済の流通を活性化したが、それはサブグループにおける域外との交流にも当てはまる。そのためサブローカルなリンガフランカとしての、ブレトン語、バスク語、コルシカ語、オック語、カタロニア語、そしてガルシア語は対外的に有利な立場を得ることになるであろう。英語が普及するほど、これらの言語にとっても好ましい形は作られる。つまり、英語貿易が上位において盛んに行なわれるようになれば、中間の立場のローカルな部分のフランス語、スペイン語の使用もが英語化し、そのため、サブローカルな場におけるこれらの言語に将来性が生まれてくるのである。

また先述のように、長期的に見た場合のＥＵはアメリカや日本などの域外との貿易と相対的に、域内の貿易を増加させていくであろう。そうすると、経済的に影響力をもったドイツの立場が拡大され、その結果、域外の人間は、ビジネスの分野においてはドイツ語を使用する機会が増えてくるとも考えられる。そのため英語と比較した場合、ドイツ語には注目する価値がでてくる。もし欧州においてドイツ語が英語に代わったリンガフランカとなるならば、逆にアイルランド語、スコットランド語、ウェールズ語などの現在英語に圧倒されているいくつかの少数言語にも将来の兆しが見えてくるかもしれない。このことは他の少数言語にも同じような形があてはまることになるであろう。しかしこの場合、ドイツ語圏内にある、北ドイツ地方のフリジア語、デンマーク語は、ドイツ語の発展とは相対的に、より厳しい形が与えられることになるであろう。

3.3　言語と収入

次に統合による経済効果の２つめである、収入の増加が少数言語に与える影響について考えてみる。

まずグリン氏は、少数言語による活動を、その活動時間を基準にして考えた場合、それは完全な雇用を基本とする「新古典派モデル」に当てはまるものとして表すことができるとしている。つまり統合によって欧州市民の集合率は拡大し、その結果、実質所得率の増加がもたらされるのだが、その所得に見合ったもの、またはそれ以上の活動率の増加があれば、収入の増加は少数言語活動の増加に比例し、少数言語の使用度の拡大にも影響を与えるのではないか、ということである。

そのためには増加した分の収入を、少数言語活動に費やす方法があれば、少数言語の使用は増加することが可能である、という点をこのモデルは指している。

つまり収入の増加分を、少数言語活動にまわすには、その活動を促すだけの魅力がある、経済的に「高等」といわれるサービス、または製品がなくてはならない。そして、事実そのようなものはアイルランドに比べてカタロニアのほうが多いといった報告もある。そのためカタロニアの人々はアイルランドの人々と比較して、収入を費やす活動を行ないやすく、統合によって同じ収入の増加があったとしても、カタロニア語の方がより効果的な結果を残すことができると考えられるのである。

グリン氏はこの活動を促すサービス、製品というのはその活動を行なう話者の数に相関するのではなく、「都市」としての機能と大きな関係をもつものとしている。つまり都市部と地方の少数言語の使用度は大きく異なり、都市では幅広い活動の範囲が考えられる。また少数言語の都市部における活動の場は公的な影響によって提供されると氏は述べている。

下の（表２）では少数言語の都市化の設定度が十分か、不十分かが（＋）と（—）に分けられている。この基準は（１）一つ以上の人口集中点が存在すること（２）何らかの面での行政的サポートを受けていること、の複合度によって３段階に定められている。

（図表２・３：少数言語の話者数と都市環境）[4]

言語名	話者人口	C1 と C2 を満たしている例	C3	都市設定の充分度
バスク語	500-700	Donostia	○	+
ブレトン語	600-1000	なし	×	-
カタロニア語	5000-7000	Barcelona	○	+
フリジア語	250-300	Ljouwert	○	+
フリウリ語	350-400	Udine	×	-
ガルシア語	3000	La Coruna	○	+
アイルランド語	30-100	なし	○	-
ラディン語	12-20	なし	○	-
オック語	9500-12000	未測定	×	-
サルディニア語	500-1000	Cagliari	○	+
スコットランドゲール語	75-80	なし	○	-
ウェールズ語	500	Bangor	○	+

- Ｃ１：１万人以上の話者が存在し、十分な都市サービスを提供するだけの数があるとみなされる程度の規模
- Ｃ２：人口の最低１０％がその少数言語を話すことができ、多数言語話者に圧倒されている現在の状態から脱しようとしている程度の規模
- Ｃ３：限定されているものも含めて、少数言語が公的な地位を得ており、教育、福祉などのサービスを追求している規模

この表では、（１）言語（２）話者の数（３）Ｃ１またはＣ２のレベルに達している都市の例（４）Ｃ３レベルに達しているかどうか（５）都市化の十分度、を項目として挙げている。そしてこの表を見ると、収入の増加が有効にはたらいているのは、バスク、カタロニア、フリジア、ガルシア、サルディーニャ、ウェールズの各言語であり、一方で、ブレトン、フリウリ、アイルランド、ラディン、オック、スコットランド・ゲールの各言語はそれぞれの言語の使用環境が不十分なためマイナスの方向にあることがわかる。

3.4 全体的な影響

次に、これまでみてきた「域内貿易の強化」「収入の増加」といった、統合における２つの経済効果による少数言語の影響を総合化しながら見ていこうと思う。

[4] Grin (1993) p.109 のデータを元に著者が作成

（図表２・３：経済の発展が少数言語の使用に与えた影響）[5]

言語名	域内貿易の強化	平均収入の増加	全体的な効果
バスク語	0	＋	＋
ブレトン語	0	-	-
カタロニア語	0	＋	＋
フリジア語	＋	＋	＋
フリウリ語	＋	-	?
ガルシア語	0	＋	＋
アイルランド語	-	-	-
ラディン語	＋	-	?
オック語	0	-	-
サルディニア語	＋	＋	＋
スコットランドゲール語	-	-	-
ウェールズ語	-	＋	?

この表では（１）少数言語（２）貿易の強化による影響（３）平均的な収入の増加による影響（４）全体的な影響、を項目として挙げており、その効果を（＋）（—）であらわしている。

こうして、二つの影響を組み合わせた場合の、少数言語への経済の全体的な影響が挙げられているのだが、グリン氏は、これらの影響は、欧州以外の経済統合においても当てはまるものだとしている。

例えば、市場貿易において関税枠が撤廃されることによって、ひとつの商品の価格は相対的に、他の商品の価格に影響を及ぼす「相対価格影響」が起こるようになったのだが、このことを少数言語にあてはめてみると、次のようなことがいえる。

ある商品が少数言語活動によって使用されるものであり、市場を対象に大量生産されるのではなく、むしろローカルに生産されている限り、それらの商品は原則的には「非市場商品」として、貿易障壁が撤廃されたとしても、その価格が下がることはない。しかしそのことで、それらの商品は他の商品との価格競争から外れるために、相対的にその商品の価格は増加していくことになる。

だが先述の通り、少数言語の維持にはある程度の都市化が必要とされるが、その都市化が起こった場合、少数言語活動によって生産された商品は（１）簡単に価格に反応しやすく（２）以前と比較して急激に消費の量が減少し、その結果活動を続けることが難しくなるのである。つまり経済生産活動をとってみた場合、２つの効果は多くの少数言語による経済活動を衰退させるものであると懸念される。

しかしこれらの相対価格による打撃は、少数言語の商品の特徴により、深刻に捉えるべきではないものもある。それは、これらの商品が文化的かどうかといった点によって大きく異なる。少数言語によって重要な、文化的な商品、例えば新聞や、書籍のようなものは、一般に国家における上位言語のものを購入することはあっても、外国の商品を購入することは少ない。そのため文化商品においては、急激に外部の商品との競争が起こったとしても、相対価格の影響は受けにくい。一方で非文化的なもの、例えば少数言語活動によって生産される地方の地酒のようなものは、外国においても競争の対象となる。例えば、ドイツにおける少数言語地域のビールはイギリスに渡っても、イギリスのビールとの競争の対象になるものであり、つまり相対価格の影響を大きく受けやすい。しかしこれは少数言語そのものには直接の影響を及ぼすことはないのである。

[5]Grin (1993) p.119 のデータを元に著者が作成

3.5　経済的環境内における少数言語の実態

以上、欧州の統合による経済の形の変化が、欧州の土着少数言語の使用にどのようなかたちで関係してくるのかをみてきた。その中でも、ＥＵ域内貿易の強化、収入の増加といった二つのモデルを通して、全体的に経済統合が少数言語の使用変化にあたえる過程を明らかにしてきた。その結果、言語は次のような過程にあるものが、経済統合による利益を受けることがわかった。（１）ＥＵ域内貿易における第二の多数言語との関係が大きい（例：オランダ語との関係をもつフリジア語）（２）都市部において使用されている（３）いくつかの面において公的な保護をうけている。

そのため、この条件に当てはまるカタロニア語や、バスク語のような少数言語は自分たちにとって好ましい位置を得ることができている。一方で上記の特徴を一つなり、二つなり欠いているアイルランド語、スコットランド・ゲール語、ブレトン語、オック語は経済の統合によって苦しい立場に追いやられている。

注目すべきは、それら悪条件にある４つの言語は言語帝国主義を行なってきた英国、フランスにのみ存在している点である。つまり言語政策の介入によって、少数言語に求められるのは、これらの国家が行なってきたような、社会の言語移行による「数の拡大」ではなく、数は少数であったとしても言語のそのままの形を「維持すること」であるということがわかる。そして経済的にも、最終的には言語上の多様化は経済の多様化を生み、逆に相互の格差を小さいものとすることによって関係が密になる結果をもたらすものと考えられる。

第４章

少数言語をとりまく政治的環境

この章では前々章で見てきた少数言語の政治的環境史の流れ、そして前章でまとめてきた、統合において経済影響を受けている少数言語の実態、を踏まえた上で、ＥＵの少数言語を含めた言語がおかれている、現在の政治的環境について見てみたいと思う。またこれからの形に続けるために、ＥＵ関係では「言語政策」としてどのような対処が実行されているのか見ていきたいと思う。

4.1　最近の西ヨーロッパにおける少数言語の政治的環境

ここまで数多くのケースを見てきて分かるように、言語マイノリティーのおかれている状況は非常に多様であるため、彼らの文化、そして言語の生存・保護は彼ら自身の努力とホスト政府の政策に多くがかかっているのだが、早いうちから「国際的」に西ヨーロッパのマイノリティーを対象として動いてきた団体に欧州国家連合組織（Federal Union of European Nationalities）というものがある。

ＦＵＥＮはＥＵ等の政府からは独立した団体であるが、彼らは政治圧力団体として、時には情報の中心として、そして欧州会議や国連のような機関にマイノリティーに関するサポートやアドバイスを与えたりする役割としてなど、幅広い活動を行なってきた。また一方で彼らは何年もの間、マイノリティーの権利に関する国際的な立法のためのキャンペーンを続けてきた。その目的は「言語マイノリティーの言語は、教育、行政、そして裁判などにおいて使用される権利がある」ということをアピールし、またそのことを国際的に立法化することを目指してきたものであった。

その第一歩として彼らが実現したことに、１９７７年の欧州委員会での言語教育に関する法令化が挙げられる。これは「全ての子供達は彼らの母語によって教育を受けることができる」いった内容のもので、この法案は本来、主として移民の子供達を対象にしたものであったが、一般的なマイノリティーに対してのものとしても広くとらえられるようになった。

しかしこの一歩もそれぞれの国家事情によって、順調に作用する言語とそうではない言語とに分かれた。その例は以下のようである。

- 英国やフランスのような国では、中央の政策によって、マイノリティーが自分達のアイデンティティーを自らの言語や、文化などで表現するのことが抑圧されてきたため、伝統的に国家と言語マイノリティー間の争いは許されてこなかった。

- 一方でベルギーでは短い間に数多くの言語衝突（多くの場合マイノリティーが関係してくるが、もちろん他の要因もふくまれている）が起こり、そのことが幾つもの政府を崩壊させてきた。１９６０年までベルギーは非常に中央化された国家であったが、その年を境にベルギー憲法は連邦制を認める方向に大きく何度か変えられた。日常的な、フレマン語、ワロン語相互の敵対が引き起こす国家内の問題を解決するには「非中央化」が一番の方法であったである。

- スイスは欧州においてマルチリンガルをもっとも成功させたことを主張しているが、実際にこの

国ではスイス連邦体制のもとに言語の協調をも成功させており、４つの主な言語地域では完全なる政治的、文化的自治が行われている。

- イタリアでも１９８７年に非中央集権化が始まった。しかしイタリアは完全な連邦国家ではなく、複数の地域には自治権が与えられているが、中央政府にもいまだ大きな金融面での権力が残されている。イタリアの地域はお互い政治的、文化的、そして経済的な発展の面で大きく格差が生まれており、この不均衡が続く限り地域の、またマイノリティーの問題は残ってしまうであろう。そして金融面では中央化が残されているのは、その不均衡を少しでも解消しようとするからであろう。また、イタリア南チロルの緊張状態はベルサイユ条約によって、この地域がイタリアの一部となった時以来続いている。この地域ではドイツ復帰のための怒りのデモが１９８６年の最近になっても続いている。

- スペインはヨーロッパの中で一番最後に、連邦制の方向に動き出した国家であった。１９７５年にフランコが死に４０年の中央集権化政府に終始符が打たれたことで、ガルシア、カタロニア、バスクなどの言語マイノリティー地域を含めた地方の自治を考慮に入れた、新しい法令は３年後の１９７８年に建てられた。

これから見ると、一般に７７年の法令以前に、西ヨーロッパの各国は少数言語に対してそれぞれ何らかの動きを見せていたように思われる。そしてそれは国家があくまでも中央化を押し推めるのか、もしくは連邦制、または地方自治の方向に変換し始めるのかという点で大きく異なっていた。

ここで出てきた「連邦制」だが、ＥＵは国際的な「連邦体制」をとっており、ＥＵのような国内・国際両レベルを網羅した「連邦制」がマイノリティー保護のために大きな役割を果たすことができる、という意見は、欧州統合の話が出始めたときから唱えられ始めていた。ブレトン語集団の指導者である Yann Four 氏の「１００の国旗を持つ欧州」や、ドイツの元首相である Halmut Schmidt 氏の複数中心制ヨーロッパの考え、つまり「地域主体の欧州」などの言葉はその適例である。実際にそれらの考えは欧州の統一に大きな意味を与えたが、一方でフランス、イギリスを始めとする国の、機能主義考えなどを持つ人々によっては大きく反対され、ＥＣ（現ＥＵ）の中心的な存在の一国であるフランスは（彼らはもっとも中央行政的な国家の一つである）、自分達の近代国家の成功を盾にし、ＥＵの連邦制の強化に滞りを表しており、これは今までに連邦制を考慮にもいれたことがない英国の賛同を大きく得ている。

4.2　少数言語に対する規定

前項では歴史の流れから、欧州の少数言語に関する政治的環境の移り変わりを見てきたのであるが、次はもっと具体的に「ＥＵ」、または「ＥＵの周辺」では何が行なわれているのか、つまり彼らの「言語政策」を見てみたいと思う。しかしその言語政策を考える前に、まずＥＵにおける政治的言語規定といった枠組についてみてみたいと思う。一般に各国家において言語を政治的に公認する場合、言語は次の二つのどちらかに規定される。

- 国家語（national language）：これは国民意識などの形成などが目的でおかれる言語の地位であり、「一つの言語＝一つの国家」といった政治的な意識によって言語は国家の求心力の象徴として使われている。ＥＵでは各国家に一言語ずつが規定されている。

- 公用語（official language）：国家語のように政治意識面での位置づけではなく、社会における公式な場、ビジネスなどの場において、「実務上」使用されている言語を、公的に定めたものである。限られた言語を公用語として社会的に公式に採用し、位置付けることによって、逆にそれ以外の言語の社会的使用を制限する排除性を持つものでもある。

またＥＵのような超国家において採用されている言語の規定は次の通りである。

- ＥＵ条約語（EU treaty language)：文字通りＥＵ内の条約や規約文書で用いられる言語であり、各国家の国家語・公用語が使われている。つまりＥＵのような超国家においても言語上の国家規制は行なわれていることがわかる。

- ＥＵ公用語：仏語・独語・伊語・蘭語・デンマーク語・ギリシア語・英語・ポルトガル語・スペイン語・スウェーデン語・フィンランド語が挙げられている。基本的にはＥＣ設立時の加盟国公用語であるが、その後加盟国の増加によりいくつかの言語が加えられている。しかしここで注目すべきは最初の時点からの加盟国であるルクセンブルグの言語、そして後に加盟したアイルランドの言語が公用語から除外されている点である。この二つの言語は二国家における国家語としては認められているにも関わらず、その話者数から少数言語の部類に分けられ、ＥＵでは公用語として認められていない。その一方でスペインの少数言語であるカタロニア語が制限付のＥＵ公用語として認められようとしている事実もある。

- ＥＵ作業言語（EU working language)：現在のＥＵにおける公用語は上に述べたように合計１１言語も存在する。そのためＥＵにおいて公式文書の翻訳についやす労力、そして費用は莫大なものであり、ＥＵの予算の約３分の１が翻訳に費やされているといった事実がある。そのため実際にＥＵ内で頻繁に使用される言語は仏語・英語・独語の３言語とされている。これは前章の、経済におけるリンガフランカ的な役割を持つものである。

4.3　ＥＵにおける少数言語主義のうごき

先ほども述べたが、ＥＵの設立によって欧州の地域主義は加速され、経済を中心とした統合は政治面、社会面、そして文化面にも拡大した。しかし、その背景で、力を持たないエスニシティーは徐々に巨大化する政治権力によって押し潰され、彼らの文化の象徴ともいえる言語もが喪失しようとしているのである。そのため、これらの言語をサポートする形で、超国家ＥＵでは言語政策について考える必要がでてきた。その具体的な理由には、大きく次の３つが考えられる。

- 言語が各民族のアイデンティティーと集団主義を保有しており、言語上の混乱はＥＵの統合における求心力を歪めるものである

- 域内の自由な人の動きは域内市民のみならず、域外からの労働者の流入も招き、域内の言語的多極化はすすんでいる

- 共同体の多言語主義の維持には莫大な費用がかかっており、加盟国の増加とともに、その額はこれから増える一方である

超国家ＥＵの誕生によって、中心（Centre）が周辺（Periphery）を支配する帝国主義的な、国家と地方の力関係は変わった。ＥＵは基本的に、加盟しているあらゆる地域に発言の権利を与えており、加盟国家個々の規制力は薄れてきているといえる。そのため政治権力は国家から超国家、または地域へと移動しているのである。そのことは欧州の言語政策を考える上での、言語とアイデンティティーの関係を変え、縄張り主義（Territoriality）に基づく言語権の要求を起こすことになったのだが、このような動きは社会の求心力を大きく歪めるものであり、ＥＵ政府は、少数言語の「言語権」保護のもとに、これらの民族主義をコントロールする動きを始めたのである。

ＥＵ政策におけるこの言語権には次の項目が挙げられている。

- ＥＵ公認の言語地位

- 教育における言語地位

- 少数言語に対する周辺の意識向上

ＥＵでは基本的に、その発端ともいえるローマ条約（１９５８年）において加盟国の共同体内における作業上の言語の平等的な地位が提唱されており、新しく加盟する国家に対しても同様のことが約束されている。しかしこの場合、例外としてアイルランド語とルクセンブルグ語があり、これらの言語は、加盟国の国家語であるにも関わらずＥＵの公用語には認められていない。またもちろん作業言語にも加えられてはいない。しかしアイルランド系欧州市民、ルクセンブルグ系欧州市民の基本的人権として、欧州裁判所においては、彼らの言語権は認められているのである。つまりＥＵの法律はこれらの言語にも翻訳され、また彼らも自らの言語で裁判を受けることができる。このようにできるだけの範囲において各言語の権利は認められているのである。

またこれも再述になるが、ＥＵでは現在１１言語が公用語として認められており、その翻訳と通訳の量は膨大なものである。この膨大な作業は、共同体における予算の３分の１にのぼっている。しかしそこまでしてもＥＵは欧州市民の基本的人権の一つである「言語権」を擁護する「多言語主義」の形を崩そうとはせず、実際に多くのプログラムによって域内少数言語の保護、普及を促しているのである。

現在ＥＵ内で行なわれているものには民間の２言語教育プログラムや、またＥＵ政府によって推進されているこれらいくつかの計画がある。

- SOCRATES 活動：共同体内の第二言語習得を促す活動であり、現在は１９９９年を目標に、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの欧州経済地域合意の枠を含めて、加盟国１５ヶ国を中心に第二言語教育分野における下記の様々な活動を行なっている。

  - LINGUA 計画：１９９０年にはじまった域内における言語教育の推進計画。
  - ERASMUS：高等教育における第二言語習得プログラム。他言語圏の教育機関との交換留学制度を促進している。
  - COMENIUS：高等教育以外の教育機関全般において第二言語習得プログラムを促進している。

  そのほか SOCRATES では一般向けの言語教育、域内の情報、教育システム、教育政策の交換、教員の養成、教育資源の開発がおこなわれている。

  また、その他の計画としてＥＵには、

  - ECCE 計画：１９７７年からの移民者を対象とした言語教育プログラム
  - MERCATOR ネットワーク[1]：１９８７年に始まり、域内市民に少数民族の存在をアピールするための機関で、フリースラント、カタロニア、ウェールズ、フランスに中心機関をおいている。それらの地域がそれぞれの分野での活動を行なっており、フリースラントでは Fryske Akademy が中心となって教育を担当し、カタロニアでは CIEMEN が法律担当、ウェールズではウェールズ大学がメディアをつかった情報活動を行なっている。またフランスでは情報の整備が行なわれている。

などのプログラムが存在する。

また、１９８１年には「地域言語と文化、少数民族のための憲章（Charter of regional language and cultures and right of ethnic minorities)」が唱えられ、この憲章が契機となって、後に欧州少数言語事務局（The European Bureau for Lesser Used Language ）が作られることとなる。

そして１９９４年には、欧州議会において「ＥＣにおける言語的文化的マイノリティーに関する決議（Resolution on Linguistic and Cultural Minorities in the European Community)」が採択されている。

そのほか欧州評議会等においても様々な言語権をめぐった決議がなされている。

このようにＥＵは、２つの国家語（アイルランド、ルクセンブルグ）を除いたすべての言語を、莫大なコストにも関わらず、国家のもつ文化として公平に扱ってきた。またそれ以外の少数言語にしても、彼ら少数共同体を政治的、社会的に押しやり「同化」といった恐怖によって抑圧せずに、できるだけ公

[1] MERCATOR (1997)

平な相互関係を作り上げてきたのである。同時に少数言語共同体たちも、自分たちの地域区域をベースに、自分たちの権利を主張し、獲得してきたのである。

個人と地域の原則は長い間、言語権を守る上で大きな要因とされてきた。「個人」の原則では、ある個人がどこにいたとしても、その言語の権利を承認し、一方「地域」の原則では、ある場所において、そこに誰がいたとしても、その地域の言語権を承認してきた。

欧州の言語紛争上での解決では、スイス、ベルギーとも後者の「地域（縄張り）」の原則を主に適用し、このモデルは欧州で数々の大きな効果をあげてきた。

このように最近の欧州ＥＵにおける言語政策は、言語と地域のつながりを尊重する形を進め、政治的には多言語主義の方向性を保っているといえる。

第 III 部

オランダ・フリジア語の実情

The administrative divisions of Poland are named after their respective capitals, which are underlined in colour.
図表 3-1
NORTH SEA
Friesische Inseln
Helgoländer Bucht
Ostfriesische Inseln
Flensburg
SCHLESWIG-HOLSTEIN
Kiel
Hamburg
Bremerhaven
Bremen
Wilhelmshaven
Emden
Groningen
Leeuwarden
Amsterdam
Haarlem
Leiden
NETHERLANDS
Utrecht
Rotterdam
Arnhem
Nijmegen
Hannover
Osnabrück
Bielefeld
Münster
Dortmund
Essen
Düsseldorf
Krefeld
Duisburg
Eindhoven
Tilburg
Antwerpen
Mechelen
Leuven
Maastricht
Liège
BELGIUM
Aachen
Bonn
Köln
Koblenz
Wiesbaden
Frankfurt
Mainz
Darmstadt
Kassel
Göttingen
Würzburg
Mannheim
Ludwigshafen
Heidelberg
Karlsruhe
Heilbronn
Stuttgart
Saarbrücken
Kaiserslautern
Trier
Metz
LUXEMBOURG
SAARLAND
PFALZ
HESSEN
WESTFALEN
RHEINLAND
NORDRHEIN
NIEDERSACHSEN
OSTFRIESLAND
GRONINGEN
DRENTHE
OVERIJSSEL
GELDERLAND
UTRECHT
NOORD HOLLAND
ZUID HOLLAND
ZEELAND
NOORD BRABANT
LIMBURG
ANTWERPEN
NAMUR
LIÈGE
LUXEMBOURG
MEUSE
MOSELLE
MEURTHE
BADEN

図表 3-2

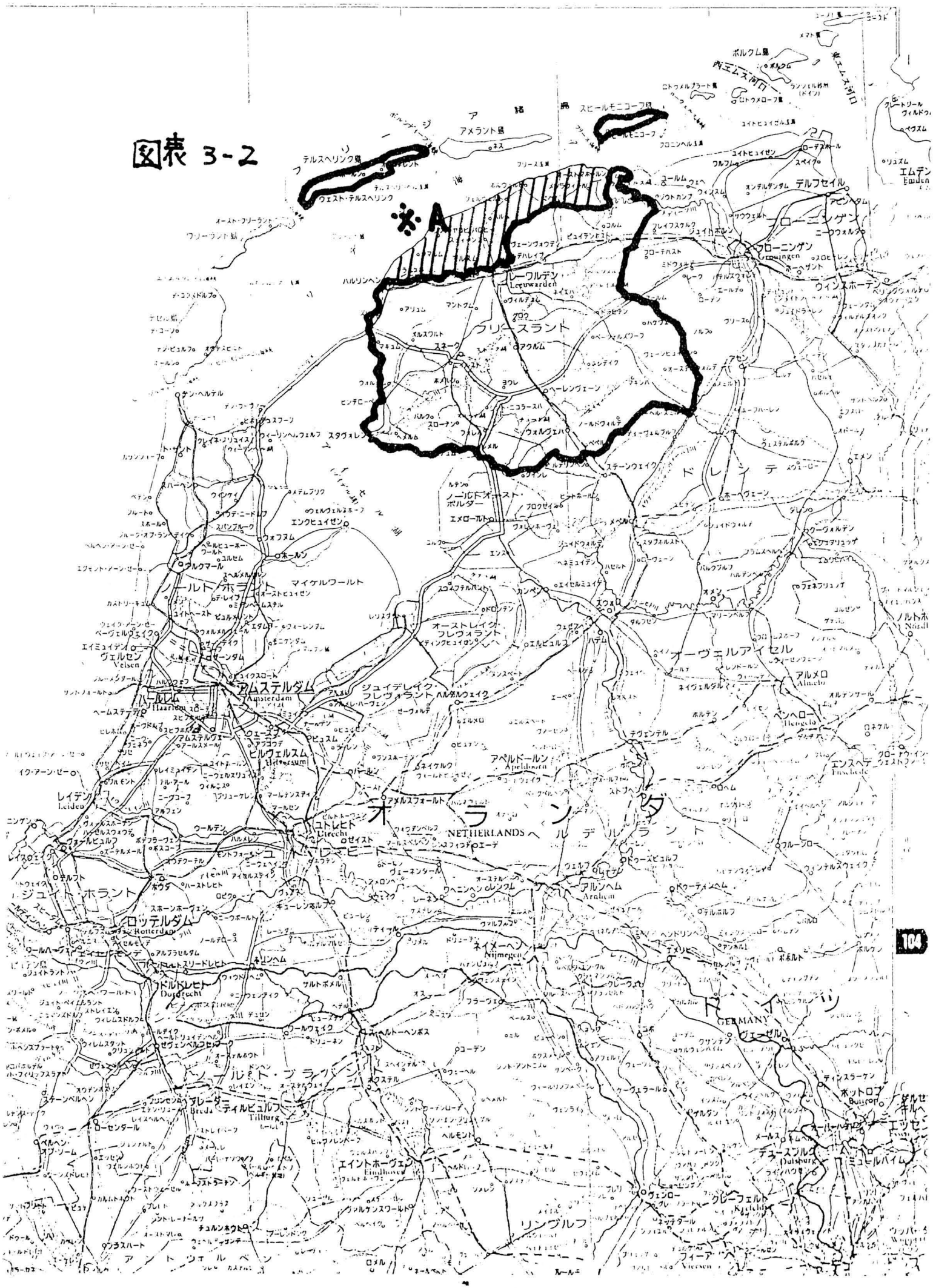
A
テルスヘリング島
ウェスト・テルスヘリング
アメラント島
スピールモニコーフ島
ポルクム島
テルフセイル
ローニンゲン
グローニンゲン
Groningen
レーワルデン
Leeuwarden
ウィンスホーテン
フリースラント
ドレンテ
ノールトホラント
マイケルワールト
エンクヒュイゼン
ホールン
アルクマール
エイミュイデン
ヴェルセン
Velsen
アムステルダム
Amsterdam
ハールレム
Haarlem
ジュイデレイク・フレヴォラント
ヘルデルウェイク
オーストレイク・フレヴォラント
オーヴェルアイセル
アルメロ
Almelo
ヘンヘロー
Hengelo
エンスヘデ
Enschede
ビルヴェルスム
Hilversum
アペルドールン
Apeldoorn
レイデン
Leiden
ユトレヒト
Utrecht
オランダ
NETHERLANDS
ヘルデルラント
ジュイド・ホラント
ロッテルダム
Rotterdam
アルンヘム
Arnhem
ネイメーヘン
Nijmegen
ドルドレヒト
Dordrecht
ドイツ
GERMANY
ノルド・ブラバント
ティルブルフ
Tilburg
ブレダ
Breda
エイントホーヴェン
Eindhoven
デュースブルク
Duisburg
ミュルハイム
ボットロプ
Bottrop
クレーフェルト
Krefeld
ヴェンロー
ヴィーゼル
Wesel
リンブルフ
アント・ウェルペン
104

第 5 章

はじめに

前部である第二部では西ヨーロッパ全体、そしてＥＵといった比較的マクロな視点から各言語環境の流れ、そして少数言語の実情等について見てきた。第２部で再三述べたのだが、少数言語を含めた各言語がこれまで辿ってきた歴史上の軌跡は決して同じものがなく、その結果たどり着いた現在の実情も非常に多岐にわたっていた。そのため第二部では、少数言語に関しては一般論の枠を越えない程度でしかものごとを論ずることができなかったが、マクロな視点で西ヨーロッパの言語状況全体を捕らえたことで、少数言語の実情において、一番大切な「イメージ」を把握することはできたと感じる。しかしもっと深く入り込んだ「政策」を考える上では、先ほど以上に「ケースを絞り込んだ検証」が必要であり、この第三部ではオランダ・フリジア語をといった個別ケースを対象とすることで、少数言語の実情についてもっと詳しく見ていきたいと思う。

第一部でも述べたが、フリジア語はオランダ国内における「少数言語」でありながら、州政府を中心とした権力によって保護され、また非フリジア民族である一般のオランダ人ともうまく共生を保っている。そのことは Wood も次のように述べている。

> 現在のオランダ・フリジア語に対しては席次計画は非常に理想的に行なわれており、評価に値するものである　（Woods 1979）[1]

この部では、まずフリジア語に関する様々な情報をまとめた上で、フリジア語とは何かといった点をまず把握し、今度はこの言語と話者の関係、そして言語と社会の関係といった視点から見ていきたいと思う。そうして最後にはフリジア語だけの枠から一歩でることで、周りのオランダ語との関係についても見てみたいと思う。つまりフリジア語がオランダ語の社会において自分に与えられた話者の民族意識を保ちながら、うまく非フリジア人とも「共生」できている環境について調べ、そこからその原因を究明してみたいと思う。その結果を元に、この研究の最終的なゴールの一つである、一般的に「どうすればマジョリティーとマイノリティーは共生できるのか」といった言語政策の立案のためのヒントを多く見つけ出し、フリジア人、そしてオランダ人もが所属する新しい共通の枠組であるＥＵがこの言語をこれからどう扱っていくべきかという点について考えられたらと思う。

[1] In: Gorter 1989 p.1

第 6 章

フリジア語

6.1　フリジア語とは

言語学的な区分においてフリジア語は、ゲルマン語派の中で英語にもっとも近く、フリジア語、英語をひとまとめにしてアングロフリジア語 (Angro-Frisian) という分類がなされるほどである。その理由としてフリジア語は大陸に存在する言語であるが、その話者はもともと海洋民族であったケルト民族の系列にあるためと推測できる。つまり民族的に、このフリジア語の話者であるフリジア人はゲルマンの系統を持つが、それと共にケルト民族の系統をも持つと考えられるのではないだろうか。そのためこの言語は、小グループの区分においてはオランダ語、ドイツ語とは別個のグループとされる。しかし今日のフリジア語は長年に渡って各国家の国家語であるオランダ語やドイツ語、また周辺地域のオランダ語、ドイツ語の地方変種との言語接触の結果、それらの言語に影響され、その姿は大きく変わってきていることから英語との類似性を認めることは難しくなってきている。

歴史上にこのフリジア語が現れたのはローマ時代が最初で、タキトゥスの「ゲルマニア」にこの言語の話者であるフリーシー族が紹介されているところに始まるといわれる。つまりそれほどこのフリジア語は歴史のある言語といえよう。

その言語の歴史であるが、言語の歴史上の区分は後にも述べることになるが、その使用形態によって大きく分けられているのではないかと推測される。まず最初の段階としては１５５０年以前のものが最も古い、古フリジア語とされ、この時期のフリジア語はもっとも英語に近かったとされる。そして１８００年を境にして中期フリジア語と新フリジア語にわけられ今に至っている。

6.2　言語内の区分

フリジア語には西フリジア語、東フリジア語、北フリジア語の三語種が存在しており、東西の区分はかなり早い時期からオランダ北部のラウヴェアルス川を境に行われていたとされる。だが言語学的には川によって分離されていたとしても初期の段階では地理的には続いていたものと考えられる。しかしその分布範囲も徐々に話者の減少により狭まり、現在のドイツとデンマークの国境近くに植民した東フリジア語話者が孤立し、北フリジア語の地域が生まれたのである。

現在の言語分布は地図にもあるが西フリジア語はオランダ・フリースラント州のほぼ全域、東フリジア語はドイツ北西部の町であるブレーメンの西部、北フリジア語はドイツのデンマークとの国境近くに存在している。(図表３・１実線枠)

先ほど西フリジア語はフリースランド州のほぼ全域で使われていると述べたが、その例外は州の北西部である。この地域（図表３・２斜線域）は後になってオランダ人によって開拓され埋め立てられた地域であり、その結果州内でもこの地域においてのみオランダ語が使用されているのである。また最近ではフリジア語の区分として新しくもう一つ西フリジア語の下位に都市のフリジア語が発生してきている。それは最近になって西フリジア語圏内の都市部に非フリジア語話者が多く流入してきたことによっ

て、都市のフリジア語が他の言語の影響を受け、地方の西フリジア語との差が著しくなり言語的にも区別されるようになってきているのである。

またそれだけでなく、地図（図表３・１）を見てもわかるとおり現在のこの３つの系統のフリジア語は地理的にお互いに離れて分布しているのだが、そのため各言語変種は異なった言語（オランダ語、ドイツ語）の地方変種の影響を大きく受けているという実状もある。その結果表面的なそれぞれの言語の姿は大きく異なってきており３種のフリジア語による相互のコミュニケーションは現在はほぼ不可能であるとされている。

このように大きく３つに分けられるフリジア語だが、一般的にはフリジア語といえば西フリジア語をさすことになる。それは人口の問題からくるものなのだが、現在東、北フリジア語の数千人、数百人のレベルに対し、西フリジア語は５０万人を超す数となっている。

つまりフリジア語話者のほとんどは西フリジア語話者であり、そのため一般にはフリジア語といえばこの西フリジア語を指すことになるのである。このペーパーにおいてもこれ以降は断りがない限りフリジア語といえばオランダ・フリースランドで使用されている西フリジア語を指すものとする。

6.3　歴史の上のフリジア語

フリジア語は古フリジア語の時代において話者の数が最も多かったとされ、この時期が分布的にも最も広がった時期であり、そのころは西は現在のオランダの首都であるアムステルダム南部から北ドイツ地方、デンマーク南部一帯にまで広がっていたとされる。（図表３・１点線枠）

このころのフリジア語は地域における公式な言語として政府文書をはじめ法廷によっても使用されていた。しかし１５世紀に入って古典主義の影響を大きく受けるようになると、この地域でもフリジア語は文書としての役割から遠ざかることとなる。そして１７・８世紀になるとフリジア語は公式な場所ではほとんど使われることはなくなった。

だが１９世紀に入るとギリシャ、ラテンの学問を重んじる古典主義の発想も、自らの学問を尊重するロマン主義の発想へと変化し、フリジア語の文書としての役割も復活し始めるようになる。そして２０世紀に入るとこの言語は再び政府、法廷などの公式な場所においても使用されるようになったのである。

これら使用形態の変化はフリジア語そのものの形にも大きな影響を与えたものと考えられる。それを理由に、文書としての役割から遠ざかったとされる１５世紀ごろは、古フリジア語と中期フリジア語の境界、そして再び使用されるようになった１９世紀ごろの時期は中期フリジア語と新フリジア語の境界とされている。

そして現在、オランダ政府はフリジア語をオランダ国内の公用語としてその公式地位を認め、フリジア語そのものも各地方変種を統一化した書き言葉が現れることで言語の標準化がされるようになった。しかしこれは前にも述べた通りオランダの西フリジア語に関することであり、ドイツ北部に存在する東、北フリジア語は国家による公式地位をまだ認められることはなく、周辺言語であるドイツ語の北部地域変種の影響を大きく受け、その形は徐々に言語消失への道をたどっているのが現状である。

第７章

フリジア語話者の地位、人口

7.1　フリジア語話者の人口

フリジア語は先ほども述べた通りほとんどがオランダ北部の州フリースランドにおいて使用されている。しかし例外もありフリースランドにおいても先述のオランダ人農民によって１６世紀に開拓された埋立地（Bilt）（図表３・２斜線域）においては使用されていない。またオランダには北部に大きく５つの島が存在するが、そのうちのテルスヘーリング島（Terschelling）、スキアルモニクーグ島（Schiermonnikoog）ではフリジア語の地域変種が使われているが、アメラント島（Ameland）、フリーラント島（Vlieland）ではフリジア語が聞かれることはない。またフリースランド南部の州境にある小部落、ステリングベルフェン（Stellingwerven）ではサクソン語の地域変種が使用されている。

また先述のようにフリースランド州の州都であるルーワルデン（Leeuwarden）ではフリジア語の都市変種である都市フリジア語が使われており、この地域は実質オランダ語、フリジア語、都市フリジア語の３語種が使われているトリリンガル地域といえる。

このように例外の地域もあるがフリースランド州では一般にフリジア語が使われており、州内におけるフリジア語話者人口は１９５４年の１２月３１日の時点で４７万２７７人、そして２７年後の１９８１年の１２月３１日では５８万３９８９人となっている。

だがこれらの話者人口を分析するとそれらのうちでフリジア語を母語（home language）とする人の全体に対する割合は少々減少し、この同じ地域において１９５５年では７１％（２９２６０４人）、１９８０年では５９％（３０６０４５人）となっている。しかし絶対数的にはフリジア語を母語とする人の割合は２７年間で４．６％、つまり１３４４１人増えていることになる。

フリースランド州全体の人口に対するフリジア語話者だが、この州内には約６０万の住民がおり、そうちの９４％はフリジア語を理解することができるとされている。しかし話すこととなると７３％、読むこととなると６５％、そして書くこととなると１０％の割合の住民しか存在しないといった事実もある。

参考までにオランダ全体の人口は９４年のデータでは１５３６万７９２８人であるが、そのうちフリジア語話者の割合は約２％となっている。

言語地理学の面からいうと伝統的にフリースランド州の言語は均一的（homogeneous）、つまり州全域においてほぼ同種の言語が使用されている。先ほども述べたようにオランダ語、フリジア語、サクソン語の地域変種が都市部や州境、その他後にオランダ人によって開拓された地において使用されているということもあるが、一般的にフリースランドではフリジア語が使われているようである。

州内都市部の住民およそ１／４は州外で生まれたとされており、また人口の動きから州内の都市周辺からの移住者も増えている。そのため都市においては完全なフリジア語の環境というのは次第に薄れてきており、その結果ここ２０年では異種的（heterogeneous）、つまり州内における使用言語が同一のものではなくなってきているということもある。

現在一般的に州内におけるフリジア語の話者全員はオランダ語との二言語の使いわけをおこなうダイグロシアであり、フリースランド州一帯もダイグロシア地域とされている。しかしこの条件はフリジ

ア語を維持していくためには大きな問題点であり、特に都市部においては環境的に良くない状況である。

これら悪環境の中でフリジア語が保護され、実際にその話者数が増加しているのはどうしてであろうか。その理由の大きなものにはフリジア人のエスニシティーがあげられる。フリースランドは一般的にフリジア人の州であり州政府もフリジア語の保護に対し大きな役割を果たしている。詳細については後に述べるが、このフリジア人のエスニシティーに守られているために西フリジア語に関しては今の時点では消滅の危機はない。

また１９３７年にはオランダ政府のバックアップもあってフリジア・アカデミーが設立され、この機関を中心にフリジア語の普及、研究、言語の標準化のための様々な活動がなされている。そのほか現在このフリースランド州内ではオランダ議会によってフリジア語は初等教育における必修科目とされており、もちろん法廷においてもその使用が大きく認められている。それだけでなく小説、新聞などにもフリジア語で刊行されているものがあり、ヨーロッパの少数言語の中でフリジア語は最も恵まれた境遇にあるといわれる。

7.2 社会学的立場

フリースランド州内においてフリジア語の言語的立場は州政府、州教育機関などの公式機関の権力によって保護されており、オランダ語の公式環境内においてフリジア語の差別は存在しないはずである。しかし一般社会においてはフリジア語話者とオランダ語話者の社会的立場にはいまだ格差が存在する。

言語的背景別による教育レベルの割合（％）[1]

教育レベル	フリジア人 (n=608)	オランダ人 (n=349)
低レベル	６５	３８
中レベル	１７	２４
高レベル	１８	３８

この表は州内における住民の言語的背景の違いがその教育レベルにどのくらい影響しているかを表したものだが、表からもはっきりとわかるように、オランダ人が高い教育レベルの域に多く当てはまるのに対し、フリジア人は圧倒的に低い教育レベルの域に存在している。このことは従来の教育がフリジア人の母語であるフリジア語によって行なわれていなかったことを表しているのだが、この教育レベルの差はそのまま言語的背景の違いによる職種の違いに反映している。

州内におけるオランダ人は１６％のみがオペレーター、つまり単純労働者層に位置するのに対し、フリジア人は３７％もが同じ層に存在している。つまり州内における公式な場での社会的差別は使用言語によって行なわれることはないが、このように使用言語はその教育レベルに大きく反映しそれによって社会的な格差が州内には存在してしまっているのである。

また就職種に格差が現れているということは、そのまま所得に関しても同じようなことが現れることになる。その実情を表すものとして、就職しているオランダ人の４５％が２５００ギルダー（約１５万円）以上の収入を得ているのに対し、フリジア人においては２２％しか同じ額以上の収入を得ていないというデータもある。このように州内においてはいまだに労働の上では使用言語による格差が存在しているのである。

[1] Gorter,(1984) In: Ytsma,J, (1993)

7.3 教育

公式にフリジア語が教育の場で認められはじめたのは１９０７年、州政府が課外活動としてのフリジア語の教育へ行政の一環として援助を行なったことに始まる。そして１９５５年には初等教育における本格的なフリジア語教育、またフリジア語による教育が始まった。そして１９８０年には小学校のすべての学年においてフリジア語での教育が行われるようになりフリジア語の義務教育も始まった。

このようにヨーロッパにおける他の少数言語やオランダ国内における非土着言語（トルコ語など）と比較するとフリジア語の法的地位と初等教育における地位は相当高いものである。

しかし忘れてならないのは教育の分野におけるフリジア語の地位は自ずと与えられたものではなく、フリジア人のエスニシティーによってフリースラントの行政機関が動き、その中央政府に対する長い間の圧力によってつくられた地位だということである。

このような生活上の必要性が生んだ、住民の圧力によって州内のフリジア語教育体制がつくられたのだが、その必要性は書くことではなく話すことに集中している。つまり州内においてフリジア語は生活の上で使用する必要性のあるものであり、文書として「書く」必要性はないものととらえられているのである。

事実、フリジア語を書くことのできる州内住民はわずか１０％しかおらず、またフリジア語を教える立場にある教師においても１／３しかフリジア語を書くことができないという実状がある。また先ほども述べた通りフリジア人はほとんどが２言語を使い分けることのできるバイリンガルであり、彼らにとってフリジア語を書くことは利用価値が少ない。そのため初等教育におけるフリジア語の書き言葉に対する意識は薄いといった問題がある。またフリジア語による教育についても、フリジア語しか理解できない生徒数が現在は非常に少ないため、あまり必要性もなく行われていないのが現状である。

以上、初等教育におけるフリジア語の状況を見てきたが、中等教育においてはどうであろうか。

中等教育にフリジア語が現れたのは１９８８年にオランダ議会がフリジア語教育のひとつとして、フリジア語とフリジア文化を専門教育学校のカリキュラムに組み入れたところに始まる。

オランダの教育システムでの中等教育は大学への進学コースである VWO 、 MAHO 、 HAVO といったコースと専門的な知識、技術を身につけるテクニックコースとに分けられるが、このフリジアの言語、文化を専攻するカリキュラムは後者に相当する。この学校ではフリジアの言語、文化どちらかを選択することは義務とされており、中等教育におけるフリジア語の地位を大きくあげる結果となった。

また前者の進学コース（Examination Level）を対象とした範囲では、１９９０年までオプションとしてのフリジア語教育がいくつかの学校においてのみ行なわれていただけであったが、１９９１年オランダ議会はこの進学コースを含めた中等教育全体の最初の３年間におけるフリジア語の義務教育を定めた。

また大学教育でもアムステルダム大学に「フリジアの言語と文学、特に社会言語学とフリジア文学の歴史」といったコースが後出のフリスクアカデミーとの協力によって作られ、フリジアの言語と文学を中心とした研究が進められている。

そのほか一般向けの教育システムとして、フリジア語話者でないものがフリースランド州にきたときに実用的な面でのフリジア語を学ぶために、また成人したフリジア人がフリジア語の読み書きを上達させるために、総合フリジア語教育委員会（The General Frisian Education Committee）も用意されている。

このように州内のフリジア語教育体制は徐々に整備されてきており、フリジア語の保護体制は確立したものとなってきている。

しかしこれらの体制は州内においてのみのものであり、他の州では行なわれていないといった問題もある。そのためこれからの教育課題として、もっとフリジア人を対象としたものではなくオランダ人をふくめたフリジアに関する教育体制を作っていくことがフリジア語とオランダ語の相互関係を保たせていく上で必要と考えられる。

第 8 章

フリジア語の主な使用領域

前章ではフリジア語話者を中心に見てきたが、この章ではフリジア語そのものの社会的な地位を、フリジア語の主な使用領域を検証することで見ていこうと思う。この章のデータは Fryske Akademy 編の "Taal yn Fryslan" の英訳版である "Language in Friesland " [1]のものを中心的な参考とした。

8.1 現段階における言語の使用領域

言語使用の領域として主たるものには、前記の「教育」の他には、宗教活動、経済活動、文化活動、行政を主とした政治活動の4つが大きくあげられると思う。ここではそれらの使用領域をフリジア語に関連して見ていきたいと思う。

8.1.1 宗教活動

一般に少数言語によって主たる活動の場とされる「宗教活動」であるが、フリジア語の場合は、彼らの土着の宗派である「メノナイト派」があまり普及していないことから、彼らの一般的な宗教はキリスト教のプロテスタントとされている。そのため彼らにはオランダ語、フリジア語の両方の宗教的なサービスを選択する余地がある。結果として数的には多くの場合、宗教的サービス（ミサ）はオランダ語でなされているようである。完全なフリジア語による宗教サービスは全体の２～３％程度のもので、宗教といった高級な社会活動ではやはりフリジア人にとっては高級変種（High Variety (HV.)）であるオランダ語が選ばれるのであろう。しかし前述のようにフリジア語によるミサは３％程度でしか行なわれていないのにも関わらず、フリジア人回答者の６３％がフリジア語でのミサを経験したことがあると答えている。この数値は若い者の間では顕著に高くなり、彼らのフリジア語のミサへの関心度を表しているといえる。

ミサだけでなく、自分自身が祈りを行なう場合使用する言語も、少数言語話者の一般的なスタイルであれば彼らの第一言語が使用されるはずである。つまりこの場合はフリジア語が使われるはずなのだが、実際にフリジア人の中では、祈りはオランダ語で多くの場合行なわれている。しかしこれも先ほどのミサの例の時と同じように、若い年齢層になるほど、大人と比較して祈りをフリジア語で行なうことが多く、数値的には倍の結果が出ている。

またプロテスタントの基本である聖書であるが、これは１９４３年にフリジア語の翻訳版が発行されている。宗教心のある者の１／４はこのフリジア語聖書を持っているが、実際に使っているのは１／５である。つまりフリジア人にとって第一言語と宗教言語の格差は広く、しかし若者の間ではその殻を破ろうとする新しい動きが生まれているのは確かである。

[1] Fryske Akademy 1988

8.1.2 経済活動

前章の「話者の地位」の項でも述べたように、事実だけを見ればフリジア語は、オランダ語と比較した場合社会的に地位の低い状態にある。これは何度もいうが、言語そのものの地位ではなく、言語話者の地位であるが、このような事実からいえることは、フリジア語は社会うけしにくい言語であるということである。

そのため高い社会的地位にあるフリジア語話者は、あまり同僚との会話には自分達の言語は使用しない。一般労働者においては、彼らは自分と同じ社会的地位にある人間とは頻繁にフリジア語での会話を行なうが、社会的な地位（社会のはしご[2]）が異なる相手の場合は、上の者に対しても、下の者に対してもあまりフリジア語は使わない。つまりフリジア人にとってオランダ語はフリジア語と比較して権威ある言語であり、フリジア語は本当に親しい仲の人間以外とは使おうとしないのである。

つまりマネージャーから平まで、様々なクラスの構成員が出席する企業の会議のような場所ににおいて、フリジア語が使われることはまずないといっていいであろう。また店頭において、店員がお客に対してフリジア語で話しかけるということもよほどの常連にならない限りはないのでないだろうか。私がフリースラントの州都である Ljouwert を訪れた時も、店に入った私に対して店員がフリジア語で話しかけてきたことはまずなかった。当たり前のことであるが、外部の人間が、特に外国人が、フリジア人とフリジア語で会話するのは非常に困難であることがここで分かる。

8.1.3 政治活動

政党

フリースラント州内において、保守的政党である「フリジア国家党（Frisian National P.）」と「キリスト民主党（Christian Democratic P. - CDP）」の２党は、フリジア人の支持者を多く集めている政党である。フリジア国家党はフリジア民族運動の政治運動の一端であり、この政党は右派の保守党やＣＤＡと共にその特徴上、地元に密着しており、フリジア主義を大きく掲げている。

一方で過激社会・共産主義、またリベラル保守な政党であるＤ’６６とＶＶＤは州内の非フリジア語話者の支持を第一に集めている。彼らは前の３党とは違って、非地元密着の支持者を集めており、これらの政党は反フリジアの立場をとっている。

また中央政府に対する意識としても、フリジア語話者で左派政党、もしくは右派のフリジア語国家党支持者は、中央政府のハーグに対してはつよい反感を持っている。つまりフリジア側の立場の人間の多くはアンチ中央政府であり、逆にアンチ・フリジアの人間の多くは中央政府側の立場をとっていることがここでわかる。

その中で社会民主党（ＰｖｄＡ）は両方の平均的な支持を集めており、体制的にも中間の立場をとっている。フリジアに関しても中央政府に関しても中間的な立場は変わらない。

8.2 現段階における言語のニーズをあげる動き

8.2.1 メディア

少数言語の維持のため、また意識の高揚のためにメディアの果たす役割は大きく、地元を代表する意見を地元に流すことで、そこには意見の流通が起こり、集団意識を高揚させるには好適な条件が生まれる。

新聞

フリースラント州では、地元新聞である「Leeuwardee Courant」と「Friesch Dagblad」の３～５％程度がフリジア語で編集されている。しかもこの部分の記事は半分以上もの読者に読まれているとい

[2]Fryske Akademy (1988) pp.17

うデータもあり、一見好評のようにみえる。だが州内の３０％の人々がフリジア語を全く読めない、もしくは読むのにも非常に困難を伴うといった事実もあり、大多数の人間の希望によって、これから先、紙上でのフリジア語の記事の割合が順調に増えていくとは限らないのである。しかしフリースラント内のこれらの地元新聞では、記事中の、フリジア人のフリジア語による発言はオランダ語には訳されずに、そのままフリジア語で載せられるというのは、暗黙の了解らしい。

全面フリジア語による日刊新聞も以前は企画されたことはあったが、マーケット調査の結果、推定購読件数は１万から６万部程度でしかないとされたため実現はしていない。しかし月刊のものでは「Fysk en Frij」が完全なフリジア語紙として実現されており、また週に一度だけ Leeuwardee Courant もフリジア語の面を一面全体に増加させている。

ラジオ

１９７７年よりフリースラントの地域放送局、オランダ放送機関の賛助の元に動いており、この「Radio Fryslan」の放送は全部のプログラムがフリジア語である。放送時間は一日約２時間だが、リスナーからは好評を得ており、フリジア人の３人に一人は定期的に受信しているという。

テレビ

オランダ民放ＯＭＲＯＰの子会社であるＯＭＲＯＰフリースランは一週間に３９時間、フリジア語の番組を州内に限って放映している。オランダ全国に向けては、週一日、最近は月曜日の夕方に５０分のフリジア語番組が、親会社のＯＭＲＯＰを介して、字幕スーパーつきで放映されている。この全国放送は、もちろんオランダ人を対象にしたものではなく、全国に広がるフリジア人を対象としており、５０分中の２０分は教育内容のものである。しかしこれらのフリジア語テレビ放送は、フリジア市民に非常に好評であり、その視聴者の９割はフリジア語の放送の拡大を望んでいる。

8.2.2　書籍

一般書籍・定期書籍

フリジア語の一般書籍の発行数は年々減少している。フリジア語関係の書籍を多く発行している編集社は「AFUK」と「Fries Pers Boekrij」の２社があるが、最近は、書店において直接販売するよりも通信販売の方法を採用しているという。しかし一方で古本屋の売上や図書館等での貸し出し件数は年々増加しており、Leeuwarden の路地裏にはいくつもの古本屋が軒を連ね、また Leeuwarden の駅前にはフリースラント州立のフリジア語図書館があり、ここは今までのフリジア語書籍のほとんどを網羅しているという。それはいうまでもなく、フリジア語の書籍の価格が比較的オランダ語のものに比べて高く、また内容も多岐にわたっていないためと考えられる。

第 9 章

フリジア語をめぐるエスニシティー

9.1 フリジア語の地位

前述の通り教育においてもフリジア語はオランダの公用語として社会的に大きな地位を与えられてきた。しかし事実上の社会的な信用性はまだまだオランダ語にとどくところではない。それはオランダ人の意識の中におけるフリジア語への劣等視のみではなく、フリジア人の意識の中にもいまだにオランダ語と比較した場合フリジア語に対しての劣等感があり、それは初等教育におけるオランダ語とフリジア語の位置付けに大きく現れている。つまり学習の場においてはフリジア人であってもフリジア語よりオランダ語に対して力を注いでしまうという事実である。

またフリジア語の社会的地位は州の中と外では大きく違っている。

州の中においてはフリジア語は決して低い地位にあるとはいえない。フリジア語はフリースランド州内においては書き言葉として標準化されているし、また比較的大規模なレベルにおける出版等の文芸産業での重要な位置を占めている。

しかしそれが州の外部になるとフリジア語はほとんど社会的地位を持たなくなるのである。それは州外部の人間とフリジア語との接触が少ないといった問題として現れる。実際に州の外部でフリジア語と接触していると考えられる人々は州境に住む住民に限られ、その数はオランダ人全体のわずか４％にしか満たないのである。つまりここではフリジア語がオランダ社会において社会的な地位を持たない理由として、一般オランダ人との接触不足が挙げられるのである。

州内の新聞が行なったアンケートによると、州の外においてフリジア語は肯定的にとらえられていると答えた人は回答者２４００人中のわずか１５％しかおらず、普通ととらえた人は３１％、そして５０％もの人は州外においてフリジア語は否定的にとらえられていると答えているのである。[1]これは州内の住民に対して行なわれたアンケートだと思われるが、さきほども述べたとおりこの実情は州外におけるフリジアについての教育システムが大きく影響していると思われる。つまり一般オランダ人に対するフリジアに関する情報が教育などを通して提供される必要があるのである。

9.2 フリジア語話者の言語に対する姿勢

先ほどのようなフリジア語に対する信用性の欠落は、その言語に対する州内の住民であるフリジア人、非フリジア人の学習態度、意識にも原因があるのではないだろうかと考えられる。Leeuwarder Courant 新聞による先のアンケート[2] においてもフリジア人はこのことを大きく意識しており、事実フリジア人自身のフリジア語に対する学習意欲は減少してきており、そのことはフリジア語の衰退における重要な点であるとされている。つまりこの学習意欲というものはそのままこの言語に対する需要と考えることができ、その需要の意識が大きくその言語に対する意識へと反映していると考えられる。

[1]Leeuwarder Courant, Taalbijlage Sizzen en Dwaan, 25 Apr. (1991) In: Ytsma (1993) p.38
[2]Ytsma (1993) p.38

また Gorter[3]はこのフリジア語に対する意識は各人の言語的背景にも大きく影響していると述べている。つまりフリジア語を自らの言語とするフリジア人は比較的この言語に対して肯定的な意識を持っているのに対して、フリジア語に接する機会のない非フリジア語話者はこの言語に対し比較的否定的な意識を持っているとしている。そしてこの関係は Ytsma 氏によれば初等教育における生徒の意識にあてはめることができ、非フリジア人の生徒がフリジア語に対し否定的な意識を持っているのに対し、フリジア語に接することの多いフリジア人生徒はフリジア語に対し普通の意識を持っているという事実もある。

そして Gorter 氏によるとこの言語に対する意識というのは自分のいる社会における言語の普及度にも大きく影響するという。つまり、フリジア語の使われている地域においてはフリジア人、非フリジア人ともにフリジア語に対し比較的肯定的な姿勢をとっているのに対して、逆にフリジア語の使われることのない地域においては両者のフリジア語に対する姿勢というものは否定的になるということである。

またフリジア語のような少数言語に対しては社会経済的な地位が高くなるほど、その言語に対する意識は一般的に否定的になるという。それは社会の構造に問題がある。つまり先の表にもあったように高いレベルの教育を受けている者のほとんどはフリジア語話者ではなくオランダ語話者である。このことから社会の上流階層を支配しているものはフリジア語話者ではなくオランダ語話者であるということがいえる。これが何を意味するかというと社会的影響力を持つ上流階層においてフリジア語話者は少数派であり、フリジア語話者の社会経済的な地位が高くなることはオランダ語話者の反発を高める結果になるということである。

9.3 エスニシティー

言語は一般的にはコミュニケーションのための道具としての役割が重要視されるが、それ以上に言語はコミュニティーにおける内部者と外部者の区別をつける役割をも持つ。つまりグループにおける帰属意識を表す特徴であるエスニシティーの一つとしてとらえることができるとされる。[4]

その言語の特徴がフリジアには大きく現れている。 Ytsma 氏と de Jong 氏は普通フリジア人のアイデンティティーはフリースランドに住んでいる、といった地理的な帰属意識から生まれるものとしているが、しかし実際にフリジア人はフリースランドという地にそのエスニシティーを特徴づけているのではなく、むしろフリジア語という言語を彼らのエスニシティーの中心に位置付けているのである。

フリジア人にとってそのエスニックグループへの帰属意識というものは自らをフリジア人として意識しているかという点に大きく反映するであろう。次の表はその意識と自らの使用する言語との関係を調べたものである。つまり使用する言語によって自らの意識は民族的な方向と国家的な方向のどちらに動くかというデータである。

言語的背景によるエスニックグループへの帰属意識（%）[5]

	フリジア人（民族的）	オランダ人としてのフリジア人	オランダ人（国家的）
フリジア語話者（n=536）	57	40	3
オランダ語話者（n=335）	10	30	60

この表からフリジア語話者の半数以上は自らをフリジア人として意識しておりそれは Ytsma 氏と de Jong 氏のいう we-ness といった集団意識を表すものである。しかし4割ものフリジア人は自らを

[3]Gorter (1989)
[4]Ytsma (1993) p.39
[5]Ytsma (1993)

フリジア人とオランダ人の中間といった位置においており、また３％のフリジア人は自らがフリジア語を使用するにも関わらず自らをオランダ人という国家的な立場においている。また逆にオランダ語話者の１割もが自らをフリジア人の位置においており、一概に言語だけがエスニック意識に影響するともいえない。つまり言語はエスニック意識を定めるものとして地理的条件などとともに必要な一要素であることにまちがいはないが、それだけでは十分なものではないと考えることができる。

もう一つの要素として社会的階級とエスニシティーの意識（民族的意識と国家的意識の選択）の関係が挙げられる。Extra and Verhoeven 両氏[6] によれば、その結果は州内のオランダ語話者に大きく現れるという。それは高級職種に属する８９％のオランダ語話者が自らを非フリジア人としたのに対し、低級職種に属する人々の５０％のみがそうした意識を持っている点である。

これらエスニックな意識というものは早い時期につくられるという。次の表では初等教育における生徒を対象とした言語的背景によるエスニックグループへの帰属意識を見てみたいと思う。

初等教育の生徒を対象とした言語的背景によるエスニックグループへの帰属意識（％）[7]

	フリジア人（民族的）	オランダ人的フリジア人	フリジア人的オランダ人	オランダ人（国家的）
フリジア人生徒（n=651）	５９	３７	3	1
オランダ人生徒（n=483）	2	１２	３０	５７

この表の結果は真ん中の２項目を一つにした場合そのまま州内の人口全体を対象にした前ページの表にほぼ当てはめることができる。しかし大きく違うところはオランダ人生徒の２％のみがフリジア人への民族的な帰属意識を持っているのに対しそれが大人になると５倍もの割合になるという点である。それに対しフリジア語話者においては子供も大人もほぼ同じ意識を持っていることがわかり、つまりこのことでフリジア人は早いうちからフリジア語話者の集団への帰属意識、つまり州の内部者であるといった意識を持つと考えられ、またフリジア語話者においてはその使用言語とエスニック意識との関係が深いといったことが改めて感じられる。

[6]Ytsma (1993) p.40
[7]Ytsma (1993)

第 10 章

言語の選択

先述した通りフリースランドはダイグロシア地域であり住民は一般にオランダ語とフリジア語を使い分けている。その言語の選択にはマクロな社会的要素とミクロな個人的要素が挙げられるが、ここではその言語の使いわけの要素について考えてみたい。

10.1 マクロな社会的要素

フリースランド内においてフリジア語とオランダ語は伝統的にダイグロアの関係にあった。フリジア語は常に家族や近所の非公式な身内の間で使われ、オランダ語は逆に教育の場や公共機関など公式な場で使われてきた。しかし最近になってその所々で使い分けられてきたダイグロシアの二つの言語の関係は徐々にバイリンガルの方向へと変わってきた。政府の言語政策によって公式の行政の場においてもフリジア語が使われるようになり、オランダ語は徐々にフリジア語にとって替わられるようになってきたのである。こうしてフリジア語は州内においてはオランダ語と同等のレベルにまで地位が上がってきたのだが、しかしいまだに州内においてはそれに逆行する意識も残っている。州内におけるフリジア語化がされたとしても、フリジア人の意識の中では公式な教育、宗教などの場においては自ずとフリジア語ではなく従来の公式言語であるオランダ語を使おうといった意識がはたらいているという。

10.2 ミクロな個人的要素

すでに度々述べたようにほとんど全てのフリジア人はバイリンガルであり、彼らは第二言語であるオランダ語をも流暢に使いこなすのだが、彼らは個人的なレベルにおいてこの２つの言語をどのように使い分けているのであろうか。

非フリジア語話者へのアンケートによるデータによれば、８％の人がフリジア人は自分達との会話をフリジア語ではなくオランダ語ではじめるとしている。またフリジア人にフリジア語で話しかけられたとするうちの４７％は、フリジア人は途中でオランダ語に切替えたとしている。これはどういうことかというと、オランダ語は支配的な地位にある言語であり、相手がフリジア語を話さないとわかった時点でフリジア人はすぐにオランダ語に切り替えるということが考えられる。

見知らぬ相手との会話における最初の段階では、フリジア人は相手がフリジア語を話す人なのかそれともオランダ語しか話さないのかはわからない。そのような場合多くのケースにおいては最初 negotiation of identities といわれるような相互的に特徴を確認し合う過程がとられるのである。つまり両言語に共通性を持つ挨拶のことばで会話を切りだし、そして相手側の言語による反応を見るのである。またはフリジア人によって多く使われている簡単で安全な例としては、見知らぬ人に対しては、まずオランダ語で話しかけるということがある。しかしその結果フリジア人同士がオランダ語で会話をしているということもありえる。

そして稀な例としては相手がオランダ語話者であるとわかっていてもオランダ語とフリジア語を並行して使っていくことである。しかしこのようにフリジア人がオランダ語話者に対し2言語を並行して使用していくというのは何らかの形でそこにイデオロギーを与えている場合が多いと推測される。つまり言語の差異を主張することでそこに何らかのフリジア人としてのアイデンティティーを主張しているのではないかと考えられる。

しかし一般的にいうと彼らは自動的にオランダ語話者に対してはオランダ語を選択して使用してしまう。それはただ単に彼らの意識が自動的にそうするのであり決してオランダ人のフリジア語の不理解がそうさせるのではない。彼らは心底にオランダ語社会においてフリジア人としての自分以上に自分自身そのものを主張したいといった意識があり、それが自動的にオランダ語を選ばせるともいわれている。

第 11 章

言語維持 (Language Keeping)

前章ではフリジア語をめぐる環境の整備、意識の整備といった肯定的な面からの言語の維持状況をみてきたわけだが、フリジア語の周りには肯定的な環境だけが存在するとは限らない。ここではフリジア語の言語移行、言語消失といったネガティブな方向からフリジア語の言語維持について考えてみたいと思う。

11.1 言語の移行 (Language Shift)

古フリジア語の時代から長きに渡って生き続けてきたフリジア語だが、ここ１００年はまもなく消滅してしまうものとしてとらえられてきた。近代に入りフリジア語はこれまでにないほどの危機に襲われ、ここ数十年の間には、州内へ大量の非フリジア語話者が入ってきたことによりフリジア語話者の比率は大きく減少したのである。州内において１５世紀には人口の７１％がフリジア語を家庭語として使っていたのにも関わらず１８世紀初頭には５９％へと大きく減少している。

しかし１９５５年から１９８０年にかけては前述のように Stellingwerven 、 Bilt を除いて州内のフリジア語話者の絶対的な数は 294600 人から 306000 人へとすこしずつ増えはじめてきている。

世代を超えた言語話者の絶対数の維持において最も重要な要素は、家族における言語に対する姿勢である。従来このフリースランド地域では異なる言語を使用する夫婦はほとんど存在しなかったとされる。つまり婚姻はほとんどが地域内の、お互いにフリジア語を解する男女間によってのみ行なわれ、異言語話者との混血というものはこの州内においては存在しなかった。しかし１８世紀に入ると、夫婦の５分の１は言語的に見て多言語、つまり夫婦のどちらかは非フリジア語話者といった状況が出てきた。このことによってこれまで言語を守っていく上で重要な役割を果たしてきた「家族」の役割が徐々に変わってきてしまったのである。言語的に見て単一的である夫婦、つまり夫婦の両者がフリジア語話者である場合、９６％はその子供に対してもフリジア語によって話しかけており、そのことによって子供の母語はフリジア語とされるのに対して、夫婦が異なる言語を使用する場合においてはフリジア語話者である父親、母親はそれぞれ６２％、５５％での割合でしか子供にフリジア語で話しかけないといった現実が出てきた。したがって異なる言語を使う夫婦の子供に対しては、他人が家庭外の環境においてフリジア語で話しかけるしかなくなってしまったのある。

11.2 言語消失 (Language Loss)

フリジア語をとり巻く問題にはもう一つ言語消失（Language loss）がある。それはよく Dutchfication（オランダ語化）といわれるものでありフリジア人のフリジア語能力は少しずつ低下してきている。フリジア語のオランダ語化における研究は最近になって始められたものであり、この研究はあらゆる面におけるフリジア語のオランダ語化を確証していくものである。しかしブルーカー（Brueker）によればフリジア語のオランダ語化は全ての面においてなされているものではなく、文法的な面よりは言語の

語形、形態の面において著しいとされている。つまり文法よりも名詞などにおいてオランダ語化は進んでいるとされているのである。

その例としてフリジア、オランダ両言語には指小辞（diminutive）といわれる接尾辞があり、卵はそれぞれ aai 、 ei であり、小さな卵はそれぞれ aai-ke 、 ei-tsje となるのだが、フリジア語におけるその指小辞はオランダ語化され、最近では aai-tsje というように変化してきている。

また名詞内における二重母音も大人を中心とした話者によってオランダ語化されてきている。

しかしこれらの変化は可能性としてオランダ語の影響を受けるといった外部的要素の他に、自らの変化による内部的要素としても考えることができる。それを実証したのはフェイツマ（Feitsma）で、彼女の行なった研究において最も言語的に変化のあったのはオランダ語との接触が都市と比べて比較的少ない地方におけるインフォーマントであった。つまりこのことはフリジア語の変化はオランダ語の影響による外部的なものだけではなく、自らの内部的なものによる要素も含んでいることがわかった。先のデータでフリジア人はフリースラント州の外に出ると、自分達の言語を話す機会はほとんど持たなくなり、また簡単にエスニシティーを失うとあった。確かにこのような柔軟な性格はフリジア人だけでなく、オランダ国民全体に共通するものであり、オランダ人の長所でもあり、短所でもあると度々指摘されるが、少数言語の視点からいえばフリジア人のこのような性格はフリジア語を全体的に言語消失への方向へと辿らせるものであり、エスニシティーの消失が言語の衰退を促し、民族文化の象徴である言語の衰退はエスニシティーの衰退を促すというふうに悪循環をもたらすものである。そのため次の第４章、そして最後の第５章で考察する「言語政策」はフリジア語には重要なものであることが、この部からははっきりと見ることができた。

そして、ここでいやがおうでも改めて考えさせられるのは、オランダ政府のバックアップを受け待遇的にはヨーロッパ、いや世界の中でも最高のものを得ている類に入るであろうフリジア語であるが、その言語が少数言語である限り、マジョリティー言語による影響、また自言語内における変化による言語消失は避けることのできない道であるということである。少数であるがゆえに彼らは内部からの強い力を必要とし、その内部的な力である話者のエスニシティーを失うことはこの言語を、他の主要言語の中で無力としてしまい、いわば風車に向かうドンキホーテと化させてしまうのである。

この部を通して、少しずつその姿が見えてきたフリジア語であるが、次の第四部での「言語政策」に関する検証を加え、最終的な論は詳しく第五部で論じてみたい。

第 IV 部

オランダのフリジア語言語政策

第 12 章

はじめに

前の第三部ではオランダのフリジア語を検証の絞り込んだ対象とし、この言語と個人、言語と社会といった視点から、この言語の「実情」という点を追求してきた。それを受けてこの第四部では、今の「実情」が作られてきた過程を歴史、また政治の観点から見ていきたいと思う。

つまりフリジア語は先にも述べたが、世界の少数言語の中での比較的優遇された立場にあるといえる。しかしこの地位も自ずと与えられたのでは決してなく、長い間のフリジア人と非フリジア人の対話から生まれてきた結果なのである。この部では、まず戦後史の上のフリジア語が、現在の言語政策によって守られる形まで近付いてくる過程を歴史を追って観察し、今ある姿の背景を把握することでより深いフリジア語言語政策への理解をはかりたいと思う。また今までの流れを見ることで、今度はそのながれの先に見える、これからのフリジア語言語政策のあるべき姿についても、第５部に繋げる形で見ていきたいと思う。

また歴史の上だけではなく、この部では本格的に「政策」とは何かという点からもフリジア語言語政策を見ていきたいと思う。フリジア語話者、フリースラント州政府、オランダ政府、ＥＵ内外のグループなど、フリジア語を囲むシステムは政治的に見た場合多く、その各システムのバランスの中でフリジア語言語政策は作られていくのであり、このバランスをみておくことが、他の少数言語のケースを別に考える場合、大きく参考になると考える。言語政策には政治学上、独特のスタイルがあるのかもしれない。その辺をこの部では少しでも見つけることができればと思う。

第 13 章

オランダのフリジア語言語政策の流れ

13.1　年表

19 世紀	：	「ロマン主義の影響を受けフリジア運動が起こり始める」
20 世紀	：	上記の動きが盛んになってくる
1907 年	：	「州政府が課外活動としてのフリジア語教育に対して行政側からの援助を行う」
1930～20 年代	：	「フリジア運動がフリジア語教育の初等教育における正式なカリキュラムを要求」
1937 年	：	「方言としてのフリジア語を教育において扱うことができるように教育法が改正」
1951 年 11 月 6 日	：	「Kneppelfreed （Leeuwarden での暴動事件）」
1951 年	：	「Report of Provincial Adovisoly Commitee」
1953 年 12 月 3 日	：	「内閣がフリジア言語、文化に関する立場を表明」
1955 年	：	「初等教育における本格的なフリジア語教育がはじまる」
1956 年 5 月 11 日	：	「フリジアの言語、文化に関する法律の施行」
1970 年	：	「内閣諮問委員会である Van Ommen 委員会がフリジア言語政策レポートを発表」
1972 年	：	「国会で Vellenga 氏らを中心に、国会の方向性が示される」
1981 年	：	「内務大臣と法務大臣を中心にフリジア語委員会を設立」

13.2　Kneppelfreed (Cudgels Friday・こん棒の金曜日)

１９５１年１１月６日。この日は現在のオランダ・フリジア語言語政策を考える上で忘れることのできない大切な一日である。この日フリースラント州の州都 Leeuwarden(Ljouwert) で起こった「Kneppelfreed (Cudgels Friday)」はフリジアの歴史には珍しい暴力の一ページであり、私はこの日をフリジア現代史の始まりにおきたいと思う。

この事件の発端は、ある交通事故を扱った裁判にて、裁判官がフリジア語話者である被告人に対し、法廷でのオランダ語の使用を指示したことにはじまる。先の第３部でも述べたようにフリジア語は歴史上長い時間をオランダ語と共にすごし、常にこれら２言語は比較されることで、「権威」は常にオランダ語に与えられてきた。つまり儀式、宗教活動、行政活動などの高級活動といわれる、我々の日常からは一歩進んだ場所では、フリジア人は自分達の第一言語であるフリジア語ではなくオランダ語を使用するのが常であり、この事件の発端である裁判の法廷でもオランダ語をフリジア語の代りに使用することは、フリースラント地域ではいわば慣習であったことである。

しかし、この裁判を傍聴していた有名なフリジア語詩人、フェッデ・シューラー（Fedde Schurer）は、フリースラントで行なわれている裁判において、裁判官がフリジア語を理解しないことに大きな憤りを

感じ、彼は裁判官を雑誌上でひどく非難しそれを出版してしまった。このことで裁判官を違法に侮辱した、と彼は法廷侮辱罪に問われることとなったのだが、彼のコラムを読んで自分達の従来の慣習制度に大きな疑問を感じた人々は、事件の当日に当たる１１月１６日、シュラーを守るために、そして自分達の言語を守るために、州都 Leeuwarden (Ljouwert) のフリースラント州裁判所（Palace of Justice）前広場に集結した。

しかしフリジア人の性格は、オランダ国内でも有名なほど、おとなしく、また平和的であり、このデモもフリジア人のそれらの性格を表すように、穏やかに行なわれた。しかし群衆を押える警察側は彼らをこん棒によって鎮圧しようとしため、この事件は大変な混乱を伴った集会となってしまうのである。当時７歳であった van Weringh 氏はこの事件の時のことをこう語っている。

> 私は当時７歳であったが今でも Kneppelfreed のことはよく覚えている。当日父は私をデモに連れていったのだが、強く覚えていることは、大きな馬に乗った警官達が長い警棒を振り回していたことだ。もう何十年も前のことだがそのことは今でもはっきりと覚えている。
> — (Reinolde van Weringh)

この文書は直接彼から頂いた電子メールの引用であるが、 van Weringh 氏の手紙のこの一文は、当時のフリジア人側と中央政府側の事件のとらえ方、そして両者の性格をうまく表しているように思える。

フリジア人側は、氏の父親が７歳の小さな息子を連れていったように、この集会を暴力的にすすませるつもりは全くなかったと思われる。実際にこの事件の時に、彼らが暴力に乗り出したという事実はないものと思われる。もし危険が感じられる集会であったならば、彼の父親は小さな息子をわざわざその場に連れていくことはしなかったであろう。

しかしそのような平和的なフリジア人に対し警察側は、馬に乗り警棒を振り回してむかってきた。つまり政府側は、思わぬフリジア人の集会に、それまで周辺国の少数民族の起こす数々の事件を見て懸念していたであろう、彼らの民族意識を目のあたりにし、恐ろしさに慌て、混乱の中に事件をとらえてしまったのだと思われる。

とにかく、この事件はフリジア人の間だけではなく、オランダ全国の人々に大きな衝撃を与える結果をもたらし「こん棒の金曜日（Cudgels Friday = Kneppelfreed)」として以降フリジアの言語、文化の権利を求める動きに火をつけていった。実際にこの事件を機にフリジア語の権利を求める動きは盛んになり、フリジア語の司法、行政面での地位もそれと同時に向上していくこととなる。またそれだけではなく、この事件は一般のオランダ人に対しても、これまで意識することのなかった、オランダ国内の「フリジア人」といったマイノリティーグループの存在を認識させるものとなり、「フリジア語」の存在がオランダ国民の中で、一方言話者集団から一少数民族へと変わっていくきっかけをつくり出したにちがいない。

13.3 Report of Provincial Adovisoly Commitee ・内閣の立場表明

オランダの行政は The Hague にある中央政府と全国に１３ある各州の地方政府によって行なわれている。フリジア語圏であるフリースラントもその州のうちの一つであるが、上記の Kneppelfreed の直後、中央政府はフリースラント州政府に対し「Provincial Adovisoly Commitee（州諮問委員会)」の場において、フリジアの言語・文化に関して何らかの対処を行なうよう、文書を通して指示を行なっている。しかしこの文書では明確な方針は述べられておらず、州政府側としてもはっきりとした動きをとれないものであった。

このころの内閣を中心とした中央政府の立場としては、フリジア語は方言の域を脱していないものとしてとらえており、その方言を司法、行政の場で使用することを認めるということは、他の方言に対しても「法の前の平等」といった意味で考慮を要することであり、公式な声明においてはっきりとフリジア語の地位をしめすことは非常に困難なことであった。しかし Kneppelfreed に表れるように、フリ

ジア語話者の要求の声は爆発寸前のものであり、フランスのブルターニュ、イギリスのウェールズ、スペインのバスクのように他の少数言語地域で暴力的な動きが起こっているのを背景にし、中央政府も何らかの立場を表明せざるを得ない状況におかれていた。

それが１９５３年１２月３日、内閣が発表した「フリジア方針表明」であり、ここではフリジア語の行政面での使用に関する件が書かれている。

- 法の平等と国家の統合の名の元にフリジア語の行政面における「話し」「書き」言葉としての役割を認める

この文はあくまでも飾りの域を越えたものではなかったが、この後しばらくの間この方針は、法律の制定などのための指針とされていくことになる。

13.4 フリジア語に関する法律

上記の内閣方針表明の３年後である５６年５月１１日、ついにフリジア語は法律によってその地位を認められることとなった。この法律はこれまで裁判所ではその使用が慣習的に認められていなかったフリジア語に、ある一定の範囲で、その使用を認めるといったもので、２年前の内閣方針をはっきりと成文化したものであった。

これによってフリジア語話者は自分達の言語で裁判を受けることが可能となり、Kneppelfreed の原因ともなった問題は一見解決されたように見えたのである。

だが実際にはどうであるかというと、この法律も、まだまだ飾りの役割を越えたものでは決してなく、行政面においては州内の中央政府機関ではまだまだオランダ語が使われており、また州政府の文書も中央政府に対して提出するものはオランダ語で書かれるなど、法律の施行という言葉からは程遠く、また司法面においても、裁判の法廷内においてのフリジア語使用は認められたが、裁判官が、法廷内に一人でもフリジア語を理解しないと思われるものが出席していると判断した場合は、その使用は認められないといった条件付であった。

つまりまだまだこの段階ではフリジア語の使用環境は完全に整ったというわけではなかったのである。しかしこのころ教育の分野で新しい教育法が施行され、次のことが実現されるという成果があげられた。

- 初等教育のはじめの３年間におけるフリジア語の教育が許可される
- 新しく８０のフリジア語・オランダ語バイリンガルスクールが設立される

しかしこれも、フリジア語の維持といったような意味ではなく、教育を行なうことによって彼らの第一言語であるフリジア語からオランダ語へのスムースな変換ができるようになることが、その目的とされた。

13.5 Van Ommen 委員会（国立フリジア語政策委員会）

法律は整った。しかし実際にはどうなのかというと、先述の通り５６年の法律制定はフリジア語保護の動きにおいて大きな一歩とはなったのだが、その後実際にフリジア語が公式な場において広く使われるようになったとは言えなかった。そのため１９６９年前後にはその苛立ちからフリジアではいくつかの動きが起こっていた。

- フリジア主義を掲げるフリジア民族党が、６６年に州議会で２席獲得
- 州政府がフリジア語促進のための特別予算をあてる
- 州内でハーグの中央政府に対するフリジア言語・文化の苛立ちが成長してきた
- ６８年に国会で言語保護のための予算を求める意見が出た

- 上の発言に応えて文化大臣が州政府にいくつかのプロジェクトを提案するが、動きはなし
- ６８年にフリジア運動会議が中央政府に対して「第二言語の地位」を強く要求
- ６８年に国内で学生運動が起こる
- ６８年に国外のブリュターニュ、ウェールズ、バスクといった地で少数民族が暴動を起こす

これらの要因もあり、中央政府はフリジア問題に関して上辺だけではなく、本格的に一歩を踏み出さざるを得ない状況に陥られた。そうして作られたのが、内閣の諮問機関である国立フリジア語政策委員会、通称 Van Ommen 委員会であった。この委員会では５３年の内閣のフリジア語に対する方針を受けて、これれらの本当の実用化に向けて検討を開始し、内閣の方針表明では不明確であった点を改めて詳しく示したレポートを発表した。

- １：オランダの文化生活の中には地域の文化アイデンティティーを持つ、地域文化がいくつか存在する
- ２：言語は文化の基本的な特徴である
- ３：オランダの文化生活の中にはフリジアの文化を明示するフリジア語が存在する
- ４：フリースラント州はバイリンガルである

このレポートにおいて大きく発展した点は、中央政府が公式にオランダ国内に複数の文化が存在し、またその多文化社会の中にはフリジア語が存在していることをはっきりと認めた点である。これまでオランダ国内においてフリジア語はあくまでもオランダ語の「方言」であり「言語」ではなかった。しかし委員会のこのレポートによってフリジア語をはっきりとオランダ国内に存在する言語として認めたのである。またレポートの４項目で定義されたようにフリースラント州がバイリンガル地域とされたことによって、オランダそのものがバイリンガルであるということが示されたといえる。

この委員会のレポートは内閣から支持され、内閣は新たに州市町村などの地方政府によってフリジアの言語、文化を保護させることを示し、同時に国家によるフリジア言語、文化の保護をも表明したのである。

13.6 国会でのフリジア語に関する発言

１９７２年、国会では Vellenga 氏らを中心に、フリジア問題に関して、国会がなさなければならない方向性が提示され、その方針は実際に国会の対フリジア方針として採用された。

- 国会はフリジア文化が、オランダの文化の一部であることを認め、十分な文化政策を進めていく資格があることを主張する
- 国会はこの文化と言語が、実際に話され、そして理解されている確立したものであることを主張する
- 国会は政府に対し、フリジア語の教育面での法的な可能性を広げ、またフリジアの文化・言語に関する機関を経済的に支援していくことを要求する

13.7 州政府側の対応

このような流れを受けてフリジアの言語・文化は、中央機関の省庁によっても大きく支援されることとなり、彼らの指示のもとに「州政府」によってフリジアの利益は十分に保証されるように、新しいフリジア語保護を目的とした行政システムは作られた。

ただこの「指示」に関してだが、オランダは他のベルギーやスイスのような国と同じように、州政府にも大きな自治権を与えていくことで、連邦制まではいかなくとも、非中央化の方向性を辿っている。これは「非中央化」(decenterization) と「解放」(emancipation) といわれ、オランダだけでなくＥＵ内の多くの中小国家がとりはじめている方針であるが、フリジアの問題は州政府におまかせであってはならないと、私は思う。詳しい点については第五部で述べるが、最近のフリジア言語・文化の状態は Kneppelfreed の頃のように「熱く」はなく、先にも述べたが、言語を維持していくためには話者の意識改革が必要なほどである。そのため、フリジア文化を擁護していくためには州政府だけではない、中央政府の政策が必要であり、このことはフリジア人からの圧力によって始まったフリジア問題として扱うと、大きく矛盾する点もあるが、とにかくフリジア語は今、外部からの擁護が必要な一面があるのは事実である。この「中央化」と「非中央化」のバランスはここでは大きな問題点となっている。

話しは元に戻るが、フリースラント州政府はオランダ語とフリジア語の権利を平等に扱うような形で、州内のフリジア語問題に対応しており、また同時に、国際的な少数言語保護の標準である「Arfe' Report」を採用することで、行政上の目標としている。

13.8 フリジア語委員会

以前に紹介した通り、７０年代までのフリジア語関係政策は「Van Ommen report」がその基盤とされていたが、これはその前の内閣のその場しのぎの方針をそのまま成分化して出されたものであったため、はっきりとした国家側のフリジア語に対する枠組が出されていなかった。またそのため行政面においても方針の徹底は難しく、また中央政府によって一方的に作られたものであったために当事者のフリジア人側の意見がうまく反映されておらず、フリジア人側からは不評であった。そのような背景を受けて、８１年に作られたこのフリジア語委員会では、それらの行政面でのフリジア語使用を拡大し明確化することがまず求められ、またフリジア人側の意見も採り入れられる努力がはかられた。

８５年には Hague の中央政府と フリースラントの州政府間での協議が行なわれ州内でのフリジア語とオランダ語の地位の平等化が本格的に進められることで、最終的に次のような方針がレポートとして出された

- 市民と政府の間における、また司法面におけるフリジア語の使用を妨害するものは取り除く
- 政府機関、役人、そして司法によって「話し・書き」言葉がオランダ語と同じように使われることを擁護し促進する

この方針は実際には州政府会議によって明示されることになるが、その後、従来の５３年の内閣表明、そして５６年の法律に代わって新しいフリジア語政策の基盤とされることになった。委員会の存続はそれ以降も続けられており、現在もフリジア言語政策の指標とおかれているのはこの委員会の８５年レポートであり、協議は今も改善にむかってすこしづつ行なわれている。

第 14 章

残る問題点

８５年のフリジア語委員会レポートによって、フリジア文化に対する、国家としての姿は具体性を増し、また実際にフリジア語の行政、司法面での環境は改善されてきている。このように政治面からのフリジア語へのアプローチは順調にすすんでいるものと考えてよいであろう。

しかし、先述のようにフリジア語の問題は、州政府レベルだけでの問題ではなく、中央政府が責任をもって対処すべき、国家的な文化問題なのであるが、オランダの採用している行政体制ではどうしてもやはり、フリジア語の問題は、中央政府と州政府とに跨った上での対処となってしまい、それはオランダの政治体制上の上下関係が、そのまま問題そのものの上下関係に重なってしまい、問題だけを客観的に対処することを難しくしているのではないだろうか。つまり政治体制が「お上」からの指導によって構成されているのであれば、その中で対処されているフリジア語の問題も、オランダ語話者からのフリジア語話者対する一方的な上下関係による解決を生んでしまう恐れがある。

そのためこの問題は一般の行政問題としてではなく、国家問題として、オランダ語話者側とフリジア語話者側が同等な立場で協議することが求められる。このことは次の部でも、政策を立案していく上での政治体制の形の重要性のもとに、考察しているものである。この点に関しては第５部でゆっくりとまとめてみたいと思う。

第 V 部

これからのＥＵ及びオランダの言語政策について考える

第 15 章

はじめに

この第５部では、第二部で調べたＥＵ欧州連合の言語状況（特に少数言語状況）の実情及びこれまでの流れ、第三部そして前の第四部でまとめたオランダ・フリジア語の言語状況、言語政策の実情及びその流れを踏まえた上で、最終的な「まとめ」であるこれからのＥＵ欧州連合における言語政策の姿を検証していくつもりである。

また最終的な検証に行く前に、各部の内容を思い返す意味で、もう一度「各部のまとめ」を見直してみたいと思う。こうしてペーパー全体の像をもう一度最検討することで、最終的な目的である「政策」のビジョンを立てやすくしてみたつもりである。

このペーパーを通して常に最終的なビジョンとしていたのは、「多文化が共生できる空間の作成」ということであった。空間の移動が、技術の発展によって容易になった現在、国際的に社会は一見複雑になった。しかしチャップリンの言葉にもあるように

> ... we have got a speed but we have shut ourselves in.
>
> 我々は（空間、時間の中で）速さを手に入れた。しかしそのことで我々は自分達を（殻に）閉じ込めてしまっている。—（C. Chaplin ： 映画「独裁者」より）

我々人類は自分達の技術の発展によってこれまでの空間と時間の概念を大きく変化させた。そのことは、人類全体の相互理解をつくりだすための財産として非常にプラスの価値を持つものであるが、一方で人の移動が自由になったことで、世界各地には、他民族との接触機会原因となって多くの摩擦が生まれるようになった。各地の民族紛争、また日米の経済摩擦もが、見方を変えれば、お互いの経済文化を理解しないことから生まれている文化摩擦といえるのかも知れない。そういった状況の中で、各民族、エスニックグループが「共生」できる真の均衡システムを考えていくことは、非常に大切なこととなるであろう。

このペーパーでは世界の中でも、この「文化共生」の方向にもっとも進んでいると著者が考えた、ＥＵ欧州連合、そしてその中のオランダの言語政策の例を採用し、この地域における実際の言語状況、そして言語政策を検証することで、なんらかのヒントを得ることができればと考えてきた。その検証の結果を次にまとめてみた。

15.1　まとめ

15.1.1　ＥＵのスタンスから

第２部では、ＥＵの少数言語をめぐる環境をみてきたのだが、今回の研究の範囲においてはＥＵ内の言語的傾向は、結局、多数言語をリンガフランカとしておいた上での多言語主義にならざるを得ないことがわかった。今回のペーパーで選んだ、統合の要素は「経済」の範囲に限っていたが、現在の統合

レベルまで達したＥＵでは、この経済的なものの他に、軍事、社会、技術など、多くの要素が混在するはずである。それらすべてが言語にとっては変化をもたらす要素であり、それは少数言語についても同じことである。

政治面においてＥＵは、その基本的な概念である「多言語主義」をつらぬき、最低でもＥＵ公用語の範囲における活動は約束している。しかし、実質的な面ではＥＵ政府内のリンガフランカともいえるＥＵ作業言語に多くをまかせている状態であり、これからの拡大に伴いこのままの形を維持していくのは、コスト的にも大きな負担となるはずである。

一方で、文化、アイデンティティーをもたないとされる「エスペラント語」のような言語の起用も考えられているはずであるが、コミュニケーションの目的を持つ言語を、人工的に新たに作るには、言語の本来の意味上、多くの困難を伴うはずである。実際にそのような言語の作成が行なわれたとしても、その基本になる言語はゲルマン系の言語なのか、ラテン系の言語なのかという問題が、貨幣の名前を決めるだけでも多くの論議を伴うＥＵでは、必ず起こってくるであろう。

つまりＥＵの言語政策において、現実を見据えていえることは、多言語の起用を促すものではなく、多言語を尊重し、維持するレベルでの活動を重視すべきであるということである。その上で MERCATOR のような民間もが主体となっている、少数言語の存在をアピールする動きをサポートしていくことが重要になってくるのではないだろうか。

この場合大切なことは２つある、と私は考える。それらは

- 「官と民が協調した形での活動」

  少数言語のようなエスニシティーを維持するには、一方的な政治活動だけでカバーできるものとできないものとがある。ＥＵの少数言語を擁護する活動においても、官のものはあくまでも方向づけを行なうものでしかなく、実際に大きな効果を持たせるのは民間の意識による活動ではないかと私は思う。またこれらの問題は利益上の当事者である少数言語話者が一番事情を把握しているはずであり、彼らの意識による動きなしには大きな効果はあげることができない。また官と民が相互に理解し、ヨーロッパ主義を踏まえた上での地域主義を尊重していくことによって、ＥＵの統合上、重要な、言語上の文化摩擦は避けられるものである。

  その上でオランダの Fryske Akademy のような形での機関は評価すべきものである。この機関はオランダのフリースラントにあり、この地域のフリジア語の擁護を中心とした活動を行なっているが、その範囲はフリジアだけに留まらず欧州各地の少数言語を対象とした擁護活動のサポートをも行なっている。

  一方スペインバスクの「ＢＴＡ」、アイルランドの「ＩＲＡ」など、当事者の一人歩きが激しい形では、自分たちの利益だけを主張した、過激な方向に進まざるを得なく、周りと協調した形の地域的民族主義ではなくなってしまう。そのためにも官民が協調した形での活動が必要となってくるのである。

- 「社会的な意識、理解を高める方向性」

  次に重要なことは、活動の公共化である。少数言語を擁護していく上で、その話者集団だけを対象としていたのでは、社会における少数言語の立場は変わることはないであろう。つまり大切なことは、少数言語を使う人間だけではなく、周りの人間にも、このようなマイノリティーの存在があることを意識させることであり、それだけでも社会における少数言語の立場は良い方向に大きく変わっていくはずである。

  その点、MERCATOR による広報活動による周りへの理解を追求する形は大切なものである。社会的に差別された形を変えない限り、少数言語話者であることは大きな不利益を被り、言語そのものの維持も難しくなってくる。このような形を変えるためにも一般の理解が何よりも重要となってくるのであろう。

ここまで私が研究を進めてきた上で強く実感せざるをえなかったのは、「言語政策」をＥＵといった広い範囲でシュミレーションしようと考えるにあたって、上記のレベル、つまり民間から始まる「政策」しか、現実的に見た場合、実行は難しいということであった。

その原因を私は考えてみたのであるが、それはＥＵがその下位にいまだ持つ、国民国家の意識構造であった。確かにＥＵの設立は近代から続いたそれらの旧概念にメスを入れる、大きな一歩であったが、いまだ加盟国内の大国が抱えている「国家」の思想は、私の頭の中の「理屈のＥＵ」を越えた、言語政策上の難しさを実感させるものであった。

ＥＵの加盟国でも、オランダ、ベルギー、スイスのような小規模国家では、ＥＵの思想を最大に採り入れ、「地域の原則」を言語政策上でも採用した、連邦制、自治制などの「非中央制」が推められている。それは私の「理想のＥＵ」を反映するものであった。しかしＥＵには中央集権化をいまだ貫こうとする英仏のような国家も存在するのが事実である。

多文化主義を徹底的に主張するＥＵが、多国家のスタイルを尊重するのは当然のことである。しかしＥＵそのものの政治体制は明らかに連邦性の形をとっており、各国がこれに付随することで足並みを揃えていくのは、非常に重要な、少なくとも文化・言語政策においては大切なことであると私は考える。実際に今回、ＥＵの姿を歴史を踏まえて見てきたが、近代国家は「独裁政権制 → 国民国家制」の方向をとってきた。そして歴史の流れでいけば、その次は「連邦性」であることは明らかではないか。

ただやはり大国には大国なりの政治スタイルがあり、権力を分配することのマイナスの面も多々考えられる。少数言語を周辺の他者から保護していくこと自体も、大国が国民国家主義のもとにとっている「排除の理論」を「地域・民族」といったミクロなレベルに当てはめただけものであり、これら二つは規模は違っても本質は変わらないとの意見もある。

そのため、大国と周辺の中小国によって共通の「ＥＵの保護スタンス」を持つことはこれからのＥＵでは非常に考慮を要する点である。

15.1.2　オランダ・フリジア語のスタンスから

フリジア語に関しても、上記のＥＵと同じように、必要とされているのは外部、つまり「一般オランダ人」からの理解を深めることであろう。厳しい言い方だが、フリジア語は、今自分達の力だけで、その生存を維持することができない状況にある。それはこのペーパーでも、第３部にて述べたことであるが、つまり環境的に優遇されているといっても、やはりそれは少数言語の宿命であって、周りからの擁護は必要である。そのため、フリジア語には「政策」による保護が必要であり、このことはオランダ国家のためにも必要なものであろう。

最後に、これはあくまでも理想像でしかないのかもしれないが、フリジア語だけではなく、ＥＵのケースにもあてはめても言えることである。それは言語政策を考えていく上で、目標とするべきところは多文化の「共生」を越えた「協調」である。

今のフリジア語には「共生」の姿は見えてきたかも知れない。しかし「協調」といった面では、フリジア語話者と、周辺州のオランダ語話者の間には距離がありすぎ、そのことを踏まえてフリジア語のケースにもう一度戻ると、今もう一度フリジア語を衰退させれば、再び第二の Knappelfreed は生まれることなり、オランダにおける地域主義＆意識、そして民族意識の高まりは地方自治における、新たな別の政治的な動きを生むことになり得るということである。

そのためにも「官と民間（民衆）との協調」は大切であり、お互いに強いリンクを保つことは、政府側には、民族のアナーキズムを回避し、無秩序な政府的「穴」を作り上げてしまうことをなくすものである。そのため、中央政府（この場合はオランダ政府）は常に政策を通してのつながりを保つことが必要であり、そのシステムを維持していくことが大切である。

また、フリジア語の政策に必要なのは、フリジア語に対する理想、またその理想を支えるだけの周りの理解のバランスが一番求められるところである。

ピラミッドを例にするが、この建築物は概念的にどのような構成で支えられているかという問題がある。つまり最終的な理想である、最後の四角すいの石があるからこそ、ピラミッド全体である「社会」

は成り立つのか、それとも周りの理解といった土台があるからこそ社会のピラミッドは成り立つのか。

もちろんこれらは両方があってからこそピラミッドを成立させるものであり、そのバランスが必要であるが、言語政策においても全く同じであろう。最後の石は土台がないと上には載らない。また土台だけではピラミッドは成り立たない。このこと考えていくのがこれからの言語、文化政策の理想であり、どのようなバランスのピラミッドが一番美しいかを評価する力をわれわれは、持たなければならない。

15.2 謝辞

この論文を作成する上では、多くの方々に御指導を頂きました。特にオランダ・フリスクアカデミー（Fryske Akademy）の Jonkmann, P. 先生、Ytsma, J. 先生、Gorter, D. 先生、Bruining, J. 先生、そして２年間大変お世話になりました平高史也先生に、多大なる感謝の意を申し上げます。ありがとうございました。

Bibliography

[1] Ytsma, J. / de Jong, S. 1993 "Frisian"
In: Extra, G. / Verhoeven, L. (eds.), Community Languages in the Netherlands.
Amsterdam: Swets en Zeitlinger.

[2] Gorter, D. 1989 "Dutch State Policy Toward the Frisian Language"
In: Ethnic Studies Report Vol.7. ICES.

[3] Gorter, D. et al. 1989 "Language in Friesland (Taal yn Fryslan)"
Ljouwert: Fryske Akademy

[4] Gorter, D. eds. 1987 "The Sociology of Frisian"
'International Journal of the Sociology of Language Vol. 64
Amsterdam: Mouton de Gruyter.

[5] 原聖 (1995)「西ヨーロッパの少数言語」
『世界の言語問題１』国立国語研究所 pp.5 ～ 28

[6] 古石篤子 (1992)「ＥＣの言語政策」
『SFC Journal of Language and Communication vol.1』慶應義塾大学ＳＦＣ言語コミュニケーション研究所 pp.19 ～ 31

[7] Mar-Molinero, C. 1994 "Linguistic Nationalism and Minority Language Groups in the 'New Europe '"
In: Journal of Multilingual and Multicultural Development volume 15 pp.319 ～ 328

[8] Grin, F. 1993 "European Economic Integration and the Fate of Lesser-Used Language"
In: Language Probrem and Language Planning volume 17 pp.101 ～ 116

[9] Grin, F. 1993 "European Economic Integration and the Fate of Lesser-Used Language"
In: Language Probrem and Language Planning volume 17 pp.101 ～ 116

[10] Carr, 1985 ("Le bilinguisme au Canada: l'usage consacre-t-il l'anglais monopole naturel?"
In: Economic et langue)
In: European Economic Integration and the Fate of Lesser-Used Languages

[11] Neven 1990 ("Gains and Loses from 1982"
In: Coutry report)
In: European Economic Integration and the Fate of Lesser-Used Languages

[12] Hoffmann, C. 1991 “chapter11. Linguistic Minorities”
In: An introduction to Bilingualism pp.219 ~ 247
Longman

[13] Fryske Akademy, 1996 ”WWW-server Fryske Akademy”
Homepage URL: http://www.fa.knaw.nl/

[14] Mercator,1997 ”MERCATOR Program”
Homepage URL: http://www.troc.es/mercator/

[15] ECSC, EC, EAEC, 1996 ”EUROPA”
Homepage URL: http://www.cec.lu/en/index.html

[16] Lowland-L, 1996 ”Lowland-L: a discussion group for people who are interested in Lowland languages”
Homepage URL: http://weber.u.washington.edu/ rhahn/lowlands/Lowlands-L.html E-mail address: rhahn@u.washington.edu

[17] Galtung, J. 1971 ”A Structural Theory of Imperialism”
In: Classics of International Relation

[18] 亀井孝他 編・(1988)「言語学大辞典」
三省堂

[19] 田中春美 他・(1994)「入門ことばの科学」
大修館書店

[20] 宮島喬・梶田孝道・(1991)「統合と分化の中のヨーロッパ」
有信堂

[21] 宮島喬・(1992)「ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ」
東京大学出版会

[22] 小林素文・(1989)「複数民族社会と言語問題」
大修館書店

[23] 関根政美・(1994)「エスニシティの政治社会学 - 民族紛争の制度化のために -」
名古屋大学出版会

[24] 梶田孝道・(1993)「新しい民族問題 ＥＣ統合とエスニシティ」
中公新書

[25] 羽場久梶子・(1994)「統合ヨーロッパの民族問題」
講談社現代新書

[26] Xerox Palo Alto Reserch Center, ”Map Viewer Xerox-PARK Map”
Homepage URL: http://pubweb.parc.xerox.com/map

[27] Central Inteligence Agency (CIA) ”CIA World Factbook 1995”
Homepage URL: http://www.odci.gov/cia/publications/95fact/nl.html

EU欧州連合の言語政策を考える

１９９７年３月２０日　初版発行

著者　伊藤 直

監修　平高史也

発行所　湘南藤沢学会

〒252　神奈川県藤沢市遠藤5322
TEL　0466(47)5111　(代)

Printed in Japan　印刷・製本　湘南藤沢学会

SFC-SWP 96-A-003

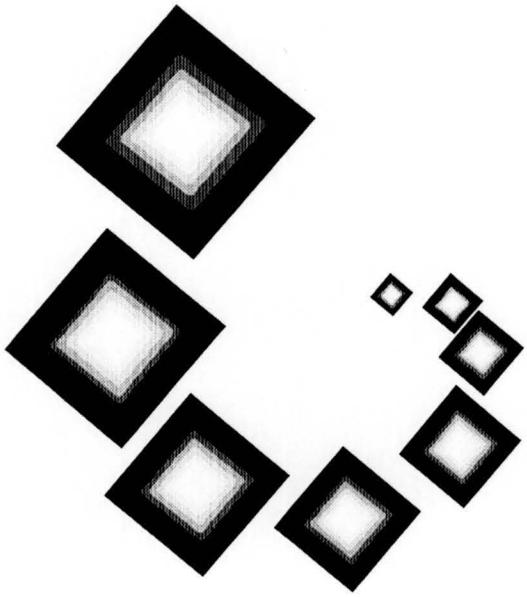

＊　本論文は研究会で優秀と認められ　出版されたものです　＊